

わかやまさんぱい

VOL. 31

2014年新春号



癒しの県 和歌山



一般社団法人

和歌山県産業廃棄物協会



2015 紀の国 **わかやま** 国体

第70回国民体育大会 躍動と歓喜、そして絆

※077※ 9432019 ※ 10R400

2015 紀の国 **わかやま** 大会

第18回全国障害者スポーツ大会 躍動と歓喜、そして絆

※077※ 10R249 04 ※ 10R7600

目 次

1	ごあいさつ	
①	一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会会長	武田 全弘 ……2
②	和歌山県知事	仁坂 吉伸 ……3
③	和歌山市長	大橋 建一 ……4
④	和歌山県警察本部生活安全部生活環境課長	森 昇治 ……5
2	行政ニュース	
①	優良産廃処理業者認定制度について	……6
②	消費税転嫁対策特別措置法に係る情報受付窓口の設置について	……10
③	労働安全衛生規則の改正について	……15
3	一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会理事会	
	平成25年度第2回・第3回理事会	……16
4	一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会活動	
①	行政懇話会	……17
②	安全衛生活動事業	……18
③	収集運搬部会	……20
④	建設廃棄物部会	……22
⑤	不法投棄防止海上パトロール	……23
⑥	第16回親睦ゴルフコンペ	……24
⑦	青年部会活動	……25
5	公益社団法人全国産業廃棄物連合会関係	
①	会議報告	……27
②	全国正会員事務局責任者会議	……28
③	第20回正会員事業研修会	……29
④	近畿地域協議会	……29
⑤	第12回産業廃棄物と環境を考える全国大会	……30
⑥	環境配慮契約法産廃処理契約に関する基本的事項（解説資料）の改定について	……31
6	事務局だより・情報コーナー	
①	産業廃棄物の許可申請に関する講習会の開催	……59
②	許可期限のお知らせ	……60
③	会員ニュース	……61
④	新入会員の紹介	……62
⑤	協会への入会のおすすめ	……63
⑥	「ヒヤリ・ハット」体験事例の募集について	……64
⑦	電子マニフェストの加入料廃止及び利用料金変更について	……66
7	一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会の平成25年主要事業・行事	……69
8	編集後記	……71

新年のごあいさつ



一般社団法人 和歌山県産業廃棄物協会
会 長 武 田 全 弘

明けましておめでとうございます。2014年の年頭にあたり、謹んでご挨拶を申し上げます。

昨年中、会員の皆様には、協会の事業運営に対しまして、ご理解とご協力をいただきましたことに、心からのお礼を申し上げる次第であります。

さて、当協会は、昨年4月1日付で一般社団法人に移行し、新たな第一歩を踏み出し8ヶ月が過ぎました。6月の第一回総会においてご承認頂いた、新組織に於ける事業計画に基づき、関係行政のご指導を頂きながら、役職員が一丸となって事業運営に取り組んでおりますことを此処にご報告申し上げます。

政権交代以後の経済は、製造業等一部の業界の景況は回復傾向にあるやに理解しておりますが、我々業界には、まだまだその実感は感じられておりません。そういった中で再生骨材や木材チップ等の滞留が、関東域関西域等、全国的な問題として顕著となっており、近畿地域協議会に、再生骨材利用促進検討会を設置し、全産連と連携して国に利用促進を要請しているところであり、耐久年数の経過した建築物の解体が始まれば、更に大量の滞留が懸念され、到底避けて通れない重要課題であります。又低炭素社会の実現に向けた取り組みや、循環型社会形成に重要な位置づけの役割を担う、産業廃棄物処理業者優良認定制度の普及策や環境配慮契約法への対応、加えて昨年4月施行の『使用済み小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律』（小型家電リサイクル法）は、対象となる30品目と、特定対象15品目が示され、有用資源の確保や有害物質の管理、廃棄物の減量化等循環型社会形成の促進等を目的としており、今後各市町村がこの制度への参画した場合の対応等、今後の我々業界が直面する課題は山積しておりますが、より信頼を得られる優良な処理業界の育成に組みたいと考えておりますので、会員各位のご理解とご協力をお願い致します。

2011年9月、本県に甚大な被害をもたらせた、紀伊半島大水害から2年余が経過しましたが、いまだ現地の物心に亘る大きな傷跡は癒えておりません。そして昨年は、日本全国各地において台風、局地的豪雨、土石流、竜巻等自然災害が発生し、過去の実態・経験からは、計り知れない被害をもたらされました。又近い将来発生することが確実視される東海・東南海・南海地震や南海トラフ巨大地震の対策については、各行政、地域住民、企業団体と連携した防災訓練への参加、地域の避難場所・避難路の確保等住民や自身の安全を守ることの徹底を図ることは勿論、廃棄物処理のプロとして、災害発生時に迅速なライフラインの確保に資する、廃棄物処理の迅速対応について、関係行政と協議検討しながら、過去の経験や各地の処理実績を取りまとめ、災害廃棄物処理マニュアルを作成中であります。

和歌山県では、平成27年9月に『第70回国民体育大会・第15回全国障害者スポーツ大会』が開催されますので、県民としてこの両大会を成功させなくてはなりません。協会は、各市町村の会場に於ける、ごみ処理の支援を実行委員会に進言しておりますので、全会員挙げてのご協力をお願い致します。

業界を取り巻く環境は、決して明るい状況にはありませんが、厳しさに耐えなくてはなりません。協会は、会員各位の輝かしい発展の枝葉となりうる事業情報を発信すべく、弛まぬ努力をして参りますので、ご支援ご鞭撻をお願いするものであります。

新年が各位にとりまして、ご健勝でご繁栄に向けた輝かしい午年となりますよう、祈念いたしまして年頭の挨拶と致します。

新年のごあいさつ



和歌山県知事 仁坂吉伸

新年あけましておめでとうございます。

謹んで新春のお慶びを申し上げます。

一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会の皆さんには、平素より本県の廃棄物行政の推進に格別のご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年を振り返ってみると、本県にとって明るい兆しが見えてきた一年でありました。

まず、平成 23 年に甚大な被害をもたらした紀伊半島大水害における被災箇所について復旧工事が概ね完了し、地域の暮らしも落ち着きを取り戻しました。貴協会並びに会員の皆さんには、災害廃棄物処理にあたり大変なご尽力をいただき改めて感謝申し上げます。

観光客数は被災前を上回り、復興への歩みを大きく感じたところです。さらに県内の道路整備については、湯浅御坊道路の 4 車線化が新規事業化されるとともに、近畿自動車道紀勢線における未事業化区間の調査事業が認められるなど、紀伊半島一周高速道路の実現に向け、大きな手ごたえを感じました。川筋ネットワークや X 軸道路など、県道の幹線ネットワーク構想も着実に進んでおり、県内の道路インフラについて一定の目途がついたところとなりました。

また、「紀の国わかやま国体・紀の国わかやま大会」の開催をいよいよ来年に控え、秋葉山公園県民水泳場をはじめとした競技施設の整備も概ね完了し、選手強化や県民運動による機運の醸成に全力で取り組んでおり、本県開催大会での男女総合優勝を目指して、さらに取組を強化しているところです。

現在、我が国の経済は、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略からなる「三本の矢」と呼ばれる経済政策の効果が発現する中で着実に持ち直しており、本県においてもこの時機を逸することなく、地域経済の活性化に向けた政策を推進することが必要です。また、同時に甚大な被害が予想される南海トラフの巨大地震対策や急速な少子高齢化の進展など、様々な課題に対し、的確に対応し、取り組んでいかなければなりません。そのため、新年度においては「元気な和歌山」の実現に向け、「安全と安心の政策」、「未来への投資の政策」の二つを柱に政策を進めていきます。

和歌山県人は古より食や文化、産業など全国に誇れるものを先駆的に生み出してきました。進取の気質に富んでおり、工夫を凝らし進化させることに秀でています。県民の皆さん一人ひとりが知恵を絞り、工夫を重ねれば、その力は大きくなっていきます。それが本県にとって一番の原動力であり、最大の魅力となります。県としましても、県民の皆さんの御協力のもと、この明るい兆しをより着実なものとするよう、創意工夫の政策で、今年の紀伊山地の霊場と参詣道の「世界遺産登録 10 周年」や来年の「高野山開創 1200 年」、「紀の国わかやま国体・紀の国わかやま大会」と和歌山を盛り上げ、地域経済の活性化へ繋げていきたいと考えています。

さらなる和歌山の発展のため、県政に全身全霊を傾け、力強く駆ける年にしたいと思います。

本年が皆さんにとりまして更なる飛躍の年となりますよう祈念いたしまして、私の年頭の挨拶とさせていただきます。

新年のごあいさつ



和歌山市長 大橋 建一

新年あけましておめでとうございます。

謹んで新春のお慶びを申し上げます。

和歌山県産業廃棄物協会の皆様には、日頃から不法投棄防止や廃棄物の適正処理について、多大なご協力をいただいておりますことを心より厚く御礼申し上げます。

さて、今年の最大の関心事はわが国の二酸化炭素削減問題について、政府が「2020年までに1990年比で二酸化炭素の総排出量を25%削減する。」と言う公約を変更し、「3%増」となる新しい目標を決定しました。この新しい目標には国際社会から大きな批判を招きました。経済成長を追及しつつ、原発を稼働せず、総排出量を25%削減することは相当困難であると思われます。また、近年国民のなかには「なぜ一生懸命にリサイクルしているのか、なぜ省エネしようとしているのか。こんなことをしても無駄ではないのか、あるいはまだまだ足りないのか。」と不安に感じている人も少なくありません。

今こそ、資源を大量に消費して廃棄するという一方通行のシステムを考え直さなければならぬ時期に来ていることに気づかなければなりません。幸か不幸か、日本は地理的にも経済的にも恵まれた国であります。海に囲まれた国土には絶えず雨が降り砂漠化の危険はない。食糧を自給する力はなくても、経済の力で飽食できるだけの食糧を輸入しています。しかし、中国やアフリカの砂漠化は深刻で、ヨーロッパでは酸性雨により森林が失われています。また、温暖化による海面上昇は、南海の島国やバングラデシュの沿岸部を侵食しています。

人々は環境問題に関して、まず加害者になりたくないと考え、自分に影響がなければ切実に感じないかもしれません。だが知っておいてほしいのは、すでに加害者であるということです。われわれの毎日の生活の一挙手一投足に至るまで、環境に大きな負担をかけているのです。このわれわれの生活が引き起こす環境問題のしわ寄せを受ける被害者は誰か。それはこれからの未来世代であります。現代社会では環境に負荷をかけずに人が生活することは出来ません。一挙に解決を目指すのではなく、わずかずつでも環境への負荷を減らしていくことで時間を稼ぎ、社会の変化を緩やかにするしかありません。全員がわずかな努力をするだけでも全体として大きな効果をもたらします。そこで今こそもう一度、声を大にして言います。「3Rの推進を」

終わりにになりましたが、貴協会のますますのご健勝、ご多幸を祈念申し上げまして、新年のあいさつとさせていただきます。

新年のごあいさつ



和歌山県警察本部生活安全部

生活環境課長 森 昇 治

新年、明けましておめでとうございます。

一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会の皆様方には、ご家族共々、すがすがしい新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

貴協会におかれましては、日頃から、産業廃棄物の適正処理の推進に努められ、関係機関と連携して不法投棄防止巡回パトロールや廃棄物の撤去活動等の地域社会の環境保全活動に大きく寄与されておりますことに、心から感謝と敬意を表する次第であります。

さて、最近の環境事犯情勢につきましては、昨年上半期における全国の不法投棄等の廃棄物事犯は、件数2,681件、人員3,231人を検挙しており、一昨年の同期に比べて、件数で-251件、人員-309人とそれぞれ減少しております。

次に、県内情勢ですが、和歌山県警察では、「総合的な環境保全対策」を推進しており、紀の国環境モニター（民間ボランティア）を始め、関係機関・団体と連携した取締りを実施した結果、昨年10月末現在、件数45件（前年同期比-13件）、人員47人（前年同期比-4人）を検挙しているところであります。

このように廃棄物事犯の検挙件数が減少している中、産業廃棄物については、不法投棄事犯5件（前年同期比+3件）、不法焼却事犯10件（前年同期比±0件）を検挙している状況にあり、引き続き、悪質・巧妙な事犯の増加が懸念されるところであります。

環境犯罪は、一度発生すれば自然環境を破壊して取り返しのつかないダメージを与えるとともに、県民の生活や健康に多大の被害が及ぶおそれがあるところから、未然防止はもちろん、早期把握、早期措置による被害の拡大防止が極めて重要であります。

県警察といたしましては、和歌山の豊かな自然環境を保全し、県民生活の安心・安全を守るために、県民の健康に重大な被害を及ぼす事犯、著しく環境を破壊する事犯、暴力団が関与する事犯、行政指導を無視して行われる事犯等の悪質な事犯に重点を指向した取締りを推進するとともに、関係機関と連携の上、効果的な広報・啓発活動を積極的に推進してまいります。

最後になりましたが、貴協会の益々の御発展、御活躍と会員の皆様の御健勝を祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。

2 行政ニュース

2-① 優良産廃処理業者認定制度について

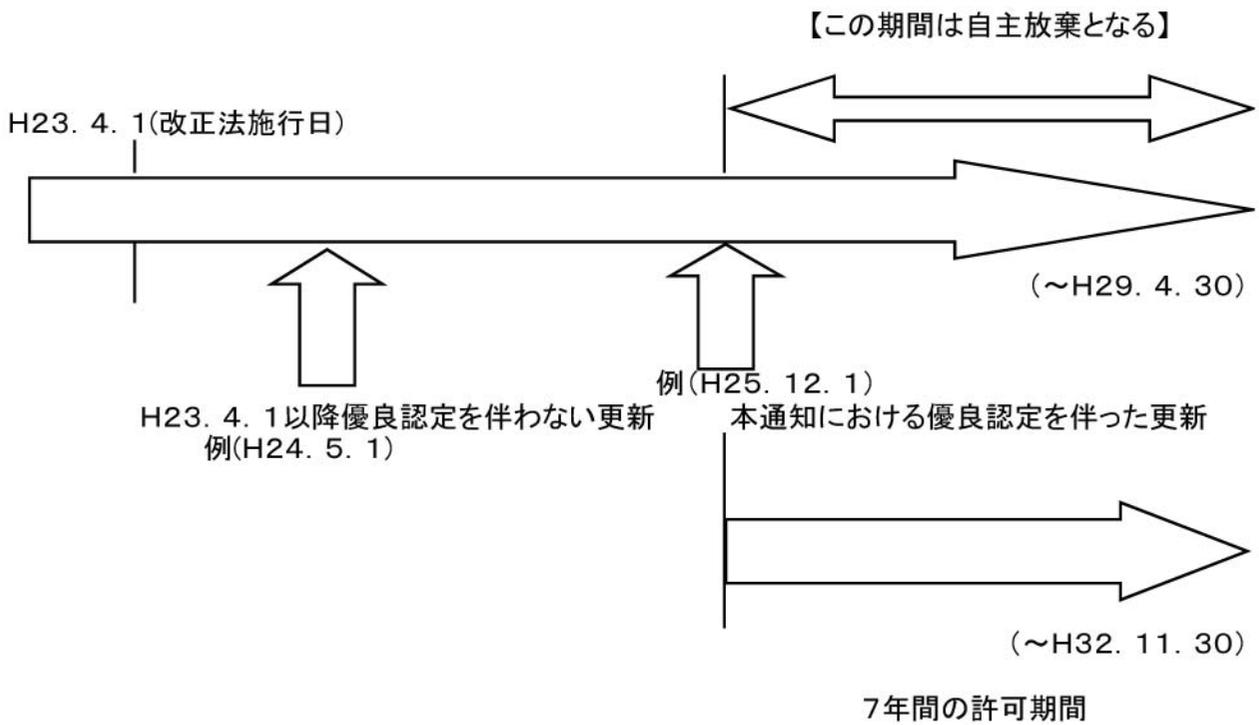
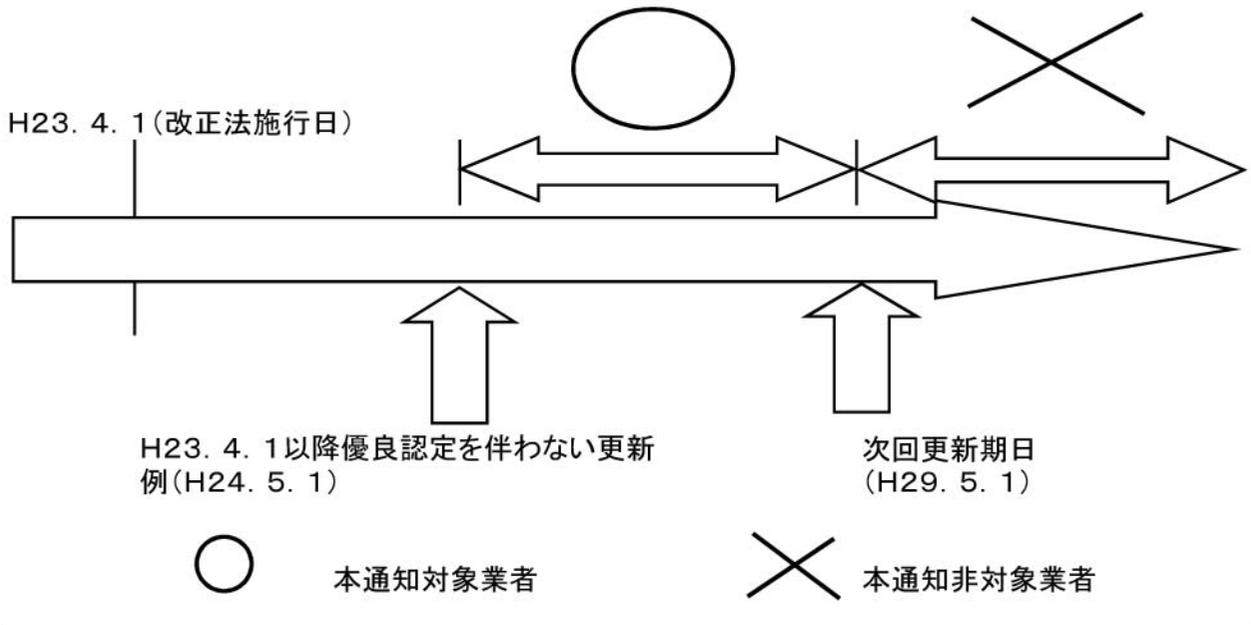
平成25年8月27日付けで環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長から、「許可更新期限の到来を待たずして許可の更新を行う場合の優良認定の付与について（環廃産発第13082712号）」の通知がありました。

通知の概要については以下のとおりです。

1. 改正法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成22年法律第34号）の施行日（平成23年4月1日）以降早期に許可の更新を迎えたため、優良確認及び優良認定を受けることができなかった業者については、当該許可の更新期限を待たずして、当該許可の更新を行った場合に限り、都道府県知事は優良基準への適否を審査し、優良認定を付与することが可能となりました。
なお、当該優良認定を伴う更新の許可に係る許可の有効期間は当該更新の許可の日から7年間となります。
2. 許可の更新期限を待たずして許可の更新を行う場合、遵法性に係る基準への適合性の審査は「申請日前5年間に特定不利益処分を受けていないこと。」という判断基準によります。
なお、申請日から更新の許可の日までの間に特定不利益処分を受けた場合は遵法性の基準を満たしていないものと判断されます。

注意事項

- 本通知は改正法の施行日早期に許可の更新を迎えることとなった業者を救済する目的であるため、対象となるのは改正法施行日以降に一度だけ優良認定を伴わない許可更新を受けた産業廃棄物処理業者に限ります。（別頁図参照）
- 更新期限の到来を待たずして、許可の更新を行うこととなりますので、通常の新許可申請時と同じ手数料が必要となります。



環廃産発第 13082712 号
平成 25 年 8 月 27 日

各都道府県・政令市廃棄物行政主管部(局)長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長

許可更新期限の到来を待たずして許可の更新を行う場合の優良認定の付与について

廃棄物行政の推進については、かねてから御尽力いただいているところである。

さて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成 22 年法律第 34 号。以下「改正法」という。）による廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）の改正により、産業廃棄物処理業（特別管理産業廃棄物処理業を含む。以下同じ。）の許可の更新に際して、当該許可に係る事業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号。以下「規則」という。）第 9 条の 3、第 10 条の 4 の 2、第 10 条の 12 の 2 又は第 10 条の 16 の 2 に定める基準（以下「優良基準」という。）に適合すると認められたものについては、許可の有効期間が 7 年となる等のインセンティブを得られることとなった。

また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成 22 年政令第 248 号）附則第 5 条において、改正法の施行日（平成 23 年 4 月 1 日）以前から産業廃棄物処理業の許可を受けている者が、その許可の有効期間の満了の日までの間に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成 23 年環境省令第 1 号）附則第 13 条、第 16 条、第 19 条又は第 22 条で定める基準に適合する旨の確認（以下「優良確認」という。）を受けたときは、当該産業廃棄物処理業の許可の有効期間を 7 年とする経過措置を設けているところである。

今般、改正法の施行日以降早期に許可の更新を迎えたために、優良確認及び優良認定（産業廃棄物処理業の許可の更新に際して、優良基準に適合すると認められることをいう。以下同じ。）を受けることができなかつた業者を救済すること等を目的として、優良基準への適合性の判断等を以下のとおり行うこととしたので、通知する。貴職におかれては、下記の事項に留意の上、その運用に遺漏なきを期されたい。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

第一 措置の概要

改正法施行日以降に一度だけ優良認定を伴わない許可更新を受けた産業廃棄物処理業者（特別管理産業廃棄物処理業者を含む。以下同じ。）が、当該許可の更新期限の到来を待たずして、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「令」という。）第6条の9第2号、第6条の11第2号、第6条の13第2号又は第6条の14第2号に掲げる者に該当するものとして当該許可の更新の申請を行う場合は、都道府県知事（法第24条の2に定める場合にあつては政令で定める市の長）は当該業者について優良基準への適否を審査し、優良基準を満たせば優良認定を与えることとする。本措置は、改正法の施行日以降早期に許可の更新を迎えたために、優良確認及び優良認定を受けることができなかつた業者を救済すること等を目的とするものであるため、措置の対象となるのは、改正法施行日以降に一度だけ優良認定を伴わない許可更新を受けた産業廃棄物処理業者に限定する。

なお、当該優良認定を伴う更新の許可に係る許可の有効期間は、従前の許可の有効期間を2年延長するのではなく、当該更新の許可の日から7年間となる。

第二 優良基準への適否の判断

優良認定の可否の判断については、優良基準への適合性を審査し行うものであるが、産業廃棄物処理業者が、産業廃棄物処理業の許可に係る有効期限の到来を待たずして令第6条の9第2号、第6条の11第2号、第6条の13第2号又は第6条の14第2号に掲げる者に該当するものとして当該許可の更新を申請する場合には、規則第9条の3第1号、第10条の4の2第1号、第10条の12の2第1号又は第10条の16の2第1号の基準（以下「遵法性に係る基準」という。）への適合性は以下の通り判断すること。

- ・ 申請日前5年間に特定不利益処分（規則第9条の3第1号に規定する特定不利益処分をいう。以下同じ。）を受けていないこと。

なお、申請日から更新の許可の日までの間に特定不利益処分を受けた場合は、遵法性に係る基準を満たさないこと。

第三 その他

優良認定を受けた者が認定後に優良基準に適合しなくなった場合は、産廃情報ネット（<http://www.sanpainet.or.jp/>）の掲載情報にその旨を付記していること。また、優良認定を伴う許可の更新を受けた者が、当該許可の更新後当該許可の有効期間の満了の日までの間に特定不利益処分を受けた場合には、次回の許可の更新時に優良認定を伴う許可を受けることはできないこと。

なお、優良な産業廃棄物処理業者に優遇措置を講ずるとともに、排出事業者が優良な産業廃棄物処理業者を選択しやすい環境を整備することで、産業廃棄物処理業全体の優良化を図り、産業廃棄物の適正処理を積極的に推進することが必要であることから、優良認定制度について、引き続き産業廃棄物処理業者等に周知されたい。

2-② 消費税転嫁対策特別措置法に係る情報受付窓口の設置について

「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」(平成25年法律第41号)が平成25年10月1日に施行されたことに伴い、県では、消費税の円滑かつ適正な転嫁や価格表示に資するよう、消費税の転嫁拒否等の行為に関する情報受付窓口を設置しました。

1. 受け付ける情報

- (1) 消費税の転嫁拒否等の行為(買ったとき、減額など)に関すること
- (2) 消費税の転嫁を阻害する表示行為(「消費税還元セール」などの表示)に関すること
- (3) 地方消費税に関すること

2. 受付情報への対応

○いただいた情報のうち、法律に違反する疑いのある情報については国の担当機関に通知し、国の担当機関が調査・指導・勧告等を行います。(県には、調査・指導・勧告等の権限は付与されていません。(※国土交通省所管5業種を除く))

直接、調査及び指導権限を有する主務大臣等への申し出を希望される場合は、国の担当機関(「4. 国の問い合わせ先一覧」)にご相談ください。

○なお、国土交通省所管の下記5業種については、政令により県が調査、指導等を行うこととなっています。

【5業種】建設業、宅地建物取引業、不動産鑑定業、浄化槽工事業、解体工事業

○事業者が行おうとする具体的な行為についての事前相談や、個別事案以外の事案(一般的な法解釈等)で、県が対応することができない内容の場合は、国の担当機関を紹介します。

3. 県の情報受付窓口一覧

受付時間 平日午前9時から午後5時45分まで

主な受付内容		担当窓口課	所在地	電話
総合窓口		商工観光労働部 商工観光労働総務課	和歌山市小松原通1-1	073-441-2724
転嫁拒否行為 (買ったとき、 減額など)に 関すること ※5業種を除く	商工業関係	商工観光労働部 商工振興課		073-441-2742
	交通・運輸関係	企画部 総合交通政策課		073-441-2343
	産業廃棄物処理業	環境生活部 循環型社会推進課		073-441-2692
	食品及び生活衛生 関係	環境生活部 食品・生活衛生課		073-441-2628
	福祉保健関係	福祉保健部 福祉保健総務課		073-441-2471
	農林水産関係	農林水産部 農林水産総務課		073-441-2864
転嫁阻害表示(「消費税還元セール」 など)に関すること ※5業種を除く		環境生活部 県民生活課	和歌山市小松原通1-1	073-441-2345
地方消費税に関すること		総務部 税務課	和歌山市小松原通1-1	073-441-2182
		和歌山県税事務所	和歌山市小松原通1-1	073-441-3409
		紀北県税事務所	岩出市高塚209	0736-61-0067
		紀中県税事務所	有田郡湯浅町湯浅2355-1	0737-64-1259
		紀南県税事務所	田辺市朝日ヶ丘23-1	0739-26-7937
5業種のうち、建設業、浄化槽工事業、 解体工事業に係る転嫁拒否行為、転嫁 阻害表示に関すること		県土整備部 技術調査課	和歌山市小松原通1-1	073-441-3069
5業種のうち、宅地建物取引業、不動 産鑑定業に係る転嫁拒否行為、転嫁阻 害表示に関すること		県土整備部 公共建築課	和歌山市小松原通1-1	073-441-3243

4. 国の問い合わせ先一覧

相談内容	機関名	電話
消費税の転嫁、広告・宣伝、総額表示、乗値 上げに関すること (総合相談窓口)	消費税価格転嫁等総合相談センター http://www.tenkasoudan.go.jp	0570-200-123 (専用ダイヤル)
転嫁拒否等の行為の是正、転嫁カルテル・表示 カルテルに関すること	公正取引委員会取引企画課	03-3581-5471 (代表)
転嫁を阻害する表示の是正に関すること	消費者庁表示対策課	03-3507-8800 (代表)
消費税の総額表示義務の特例に関すること	財務省主税局税制第二課	03-3581-4111 (代表)
乗値上げに関すること	消費者庁消費生活情報課	03-3507-8800 (代表)

5. その他

中小企業からの消費税に関する問い合わせについては、商工会議所、商工会、和歌山県中小企業団体中央会においても対応します。

消費税転嫁対策特別措置法が施行されました

※消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法

消費税転嫁対策特別措置法が、平成25年10月1日付けで施行されました(同法は、平成29年3月31日まで適用されます。)。政府としては、この法律に基づき消費税の円滑かつ適正な転嫁に向けた取組を行ってまいります。

I 消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置

平成26年4月1日以降に供給する商品又は役務について、消費税の転嫁を拒む行為等が禁止されます。適用対象となる主な取引及び禁止される行為は以下のとおりです。

転嫁拒否等をする側(規制対象)(買手)	転嫁拒否等をされる側(売手)
大規模小売事業者	大規模小売事業者と継続的に取引を行っている事業者
右欄の事業者等と継続的に取引を行っている法人事業者	○ 資本金3億円以下の事業者 ○ 個人事業者等

禁止される行為	具体例
① 減額	本体価格に消費税分を上乗せした額を対価とする旨契約していたが、消費税分の全部又は一部を事後的に対価から減じること
② 買ったたき	原材料費の低減等の状況変化がない中で、消費税率引上げ前の税込価格に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定めること
③ 商品購入、役務利用又は利益提供の要請	消費税率引上げ分を上乗せすることを受け入れる代わりに、取引先にディナーショーのチケットを購入させること
④ 本体価格での交渉の拒否	本体価格(消費税抜価格)で交渉したいという申出を拒否すること
⑤ 報復行為	転嫁拒否をされた事業者が、①～④の行為が行われていることを公正取引委員会などに知らせたことを理由に、取引の数量を減らしたり、取引を停止したりするなど、不利益な取扱いをすること

違反行為を防止又は是正するため、公正取引委員会、主務大臣、中小企業庁長官が必要な指導・助言を行います。また、違反行為があると認めるときは、公正取引委員会が勧告を行い、その旨を公表します。

Iに関する問い合わせ先:公正取引委員会取引企画課 03-3581-5471(代表)

II 消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置

平成26年4月1日以降に供給する商品又は役務の取引について、消費税分を値引きする等の宣伝や広告が禁止されます。禁止される表示は以下のとおりです。

禁止される表示	禁止される表示の具体例
① 取引の相手方に消費税を転嫁していない旨の表示	「消費税は転嫁しません」 「消費税は当店が負担しています」
② 取引の相手方が負担すべき消費税に相当する額の全部又は一部を対価の額から減ずる旨の表示であって消費税との関連を明示しているもの	「消費税率上昇分値引きします」
③ 消費税に関連して取引の相手方に経済上の利益を提供する旨の表示であって②に掲げる表示に準ずるもの	「消費税相当分、次回の購入に利用できるポイントを付与します」

違反行為を防止又は是正するため、消費者庁、公正取引委員会、主務大臣、中小企業庁長官が必要な指導・助言を行います。また、違反行為があると認めるときは、消費者庁が勧告を行い、その旨を公表します。

IIに関する問い合わせ先:消費者庁表示対策課 03-3507-8800(代表)

Ⅲ 価格の表示に関する特別措置

(1) 平成25年10月1日以降、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保や事業者の値札の貼り替えなどの事務負担に配慮する観点から、表示価格が税込価格であると誤認されないための措置を講じていれば、「税込価格」を表示しなくてもよいとする特例が設けられます。

※ 消費者への配慮の観点から、上記の特例を受ける事業者はできるだけ速やかに「税込価格」を表示するよう努めることとされています。

【具体的な表示の例】

(例1) 値札、チラシ、ポスター、商品カタログ、インターネットのウェブページ等において、商品等の価格を次のように表示する

〇〇円(税抜) 〇〇円(税抜価格) 〇〇円(本体価格) 〇〇円+税

(例2) 個々の値札等においては「〇〇円」と税抜価格のみを表示し、別途、店内の消費者が商品等を選択する際に目に付きやすい場所に、明瞭に、「当店の価格は全て税抜価格となっています。」といった掲示を行う

(2) 事業者が、税込価格に併せて、税抜価格を表示する場合において、税込価格が明瞭に表示されているときは、景品表示法第4条第1項(不当表示)の規定は適用しないこととされました。

Ⅲ(1)に関する問い合わせ先:財務省主税局税制第二課 03-3581-4111(代表)

Ⅲ(2)に関する問い合わせ先:消費者庁表示対策課 03-3507-8800(代表)

Ⅳ 消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置

平成26年4月1日以降に供給する商品又は役務を対象にした、事業者又は事業者団体が行う転嫁カルテル・表示カルテルが独占禁止法の適用除外となります(公正取引委員会に対して事前に届け出ることが必要です。届出書の様式など、具体的な届出の方法については公正取引委員会HPを御覧ください。)

(1) 転嫁カルテル(消費税の転嫁の方法の決定に係る共同行為)

(例1) 事業者がそれぞれ自主的に定めている本体価格に、消費税額分を上乗せすること

(例2) 消費税額分を上乗せした結果、計算上生じる端数について、切上げ、切捨て、四捨五入等により合理的な範囲で処理すること

※ 税込価格や税抜価格(本体価格)を決めることは、適用除外の対象にはなりません(独占禁止法に違反する行為ですので注意してください。)

※ 転嫁カルテルについては、参加事業者の3分の2以上が中小事業者であることが必要です。

【中小事業者の範囲】	資本金等の額 (会社)	又は	常時使用する従業員数 (会社又は個人)
製造業、建設業、運輸業	3億円以下		300人以下
卸売業	1億円以下		100人以下
サービス業	5千万円以下		100人以下
小売業	5千万円以下		50人以下
政令で定める業種	業種ごとに政令で定める金額以下		業種ごとに政令で定める数以下
上記以外の業種	3億円以下		300人以下

(2) 表示カルテル(消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為)

(例1) 税率引上げ後の価格について、「消費税込価格」と「消費税額」とを並べて表示する方法を用いること

(例2) 税率引上げ後の価格について、「消費税込価格」と「消費税抜価格」とを並べて表示する方法を用いること

Ⅳに関する問い合わせ先:公正取引委員会取引企画課 03-3581-5471(代表)

2013.10.1

**消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための
消費税の転嫁を阻害する行為の是正に関する特別措置法(概要)**

<目的>

消費税率の引上げに際し、特定事業者による消費税の転嫁拒否等の行為を迅速かつ効果的に是正するための特別措置など、所要の法整備を講ずることにより、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保することを目的とする。

<概要> ※本法は平成25年10月1日から施行し、平成29年3月31日限りでその効力を失う。

第1 消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置

特定事業者 (①大規模小売事業者、②特定供給事業者から継続して商品又は役務の供給を受ける法人事業者)
特定供給事業者 (①大規模小売事業者に継続して商品又は役務を供給する事業者、②資本金等の額が3億円以下である事業者、個人事業者等)

1. 特定事業者の遵守事項(特定事業者は特定供給事業者に対し、以下の行為を行ってはならない。)

- (1)減額・買いたたき (2)商品購入、役務利用又は利益提供の要請
(3)本体価格での交渉の拒否 (4)報復行為

2. 転嫁拒否等の行為に対する検査、指導等

- (1)報告・検査(公正取引委員会、主務大臣、中小企業庁長官)
(2)指導・助言(公正取引委員会、主務大臣、中小企業庁長官)
(3)措置請求(主務大臣・中小企業庁長官)
(4)勧告・公表(公正取引委員会)

第2 消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置

事業者の遵守事項(事業者は消費税の円滑かつ適正な転嫁を阻害する以下の表示を行ってはならない。)

- (1)取引の相手方に消費税を転嫁していない旨の表示
(2)取引の相手方が負担すべき消費税に相当する額の全部又は一部を対価の額から減ずる旨の表示であって消費税との関連を明示しているもの
(3)消費税に関連して取引の相手方に経済上の利益を提供する旨の表示であって(2)に掲げる表示に準ずるもの
※ 消費税の転嫁を阻害する表示に対する勧告、指導等については、消費者庁長官等が実施

第3 価格の表示に関する特別措置

1 消費税率の引上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁のため必要があるときは、現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置を講じているときに限り、税込価格を表示することを要しない(総額表示義務の特例措置)。

※ 税込価格を表示しない事業者は、できるだけ速やかに、税込価格を表示するよう努めなければならない。

2 事業者が、税込価格に併せて、税抜価格を表示する場合において、税込価格が明瞭に表示されているときは、景品表示法第4条第1項(不当表示)の規定は適用しない。

第4 消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置

転嫁及び表示カルテルについて、独占禁止法の適用除外とする(公正取引委員会への届出制)

○転嫁カルテル=転嫁の方法の決定に係る共同行為 (例:事業者がそれぞれ自主的に定めている本体価格への消費税額分の上乗せの決定、端数の合理的な範囲での処理の決定)

○表示カルテル=表示の方法の決定に係る共同行為 (例:価格について統一的な表示方法を用いる旨の決定)

国等の責務

1 国民に対する広報の徹底

国は、国民に対し、今次の消費税率引上げの趣旨、消費税の性格及び政府の消費税の円滑かつ適正な転嫁に関する取組について、徹底した広報を行うものとする。

2 通報した者の保護等に関する万全の措置

国は、本法違反行為に関する情報の収集、当該情報を国等に通報した者の保護等に関し万全の措置を講ずるものとする。

3 調査、監視を行うための万全な態勢の整備

国及び都道府県は、国民に対する広報、本法違反行為に関する情報の収集、事業者に対する指導又は助言等を行うための万全の態勢を整備するものとする。

2-③ 労働安全衛生規則の改正について

鉄骨切断機等を使用して作業を行う事業者の皆さまへ
鉄骨切断機等を製造する製造者の皆さまへ

平成25年7月1日から、鉄骨切断機等も規制対象となる 改正「労働安全衛生規則」が施行されています

平成25年7月1日から、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機、解体用つかみ機（以下「鉄骨切断機等」という）は、労働安全衛生法令（安衛法令）上の車両系建設機械の解体用機械として、規制の対象となっています。

これまで鉄骨切断機等は車両系建設機械には該当せず、安衛法令は適用されませんでした。休業4日以上死傷災害が年間100件以上も発生しており、死亡災害等の重篤な災害も起こっていることから、対象とすることとしました。

改正労働安全衛生規則（安衛則）の改正のポイントをまとめましたので、鉄骨切断機等の車両系建設機械の安全な使用のためにお役立てください。

規制対象となる鉄骨切断機等

鉄骨切断機
(鉄骨を切断)



日立建機株式会社製
建設業労働災害防止協会(建災防)提供

コンクリート圧砕機
(コンクリート構造物を砕く)



日立建機株式会社製、同社提供
(上写真右はコンクリート圧砕機(大割)・左は同(小割))

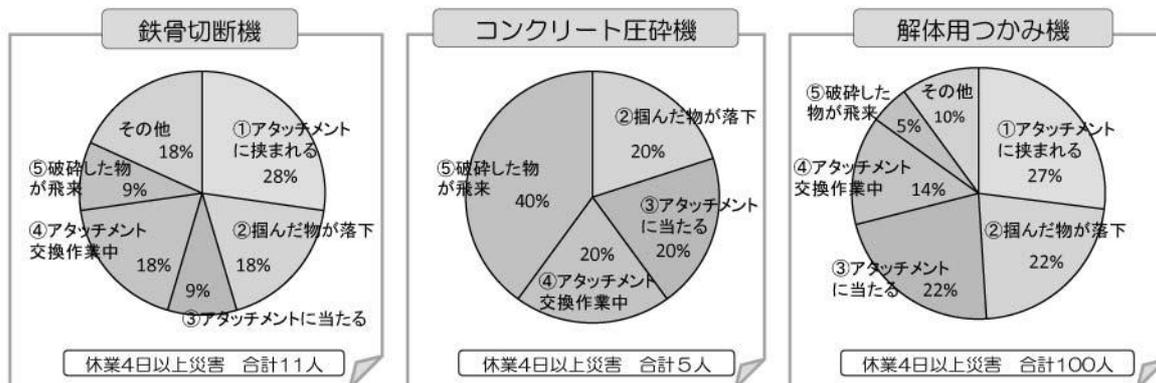
解体用つかみ機
(木造工作物を解体)



キャタピラー・ジャパン株式会社製
同社提供

平成23年労働災害発生状況

※ 資料出所：労働者死傷病報告



 厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

詳細につきましては、当協会のホームページの新着・更新情報の2013年6月20日『解体車両系建設機械に係る改正労働安全衛生規則等について』をご覧ください。

<http://wakayama.sanpai.com>

3 一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会 理事会

一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会の理事会及び常任理事会が次のとおり開催されました。

平成25年度第2回理事会及び常任理事会

開催日：平成25年8月7日（水）

場 所：酒直ビル3F会議室（常任理事会は協会会議室）

議案等：①第12回「産業廃棄物と環境を考える全国大会」の開催について

- ②新入会員及び退会会員承認の件について
 - ③安全衛生活動事業計画について
 - ④役員賠償責任保険について
 - ⑤全産廃連第13回・第14回理事会報告
 - ⑥実務者研修会の開催結果について
 - ⑦不法投棄防止巡回パトロール結果及び実施予定について
 - ⑧県内最終処分場の安定確保についての陳情書の提出について
 - ⑨全産廃連第3回定時総会報告
 - ⑩第1回海上パトロール結果について
 - ⑪近畿地域協議会（6月25日 奈良）報告
 - ⑫公益目的財産額の確定に関する書類の提出について
 - ⑬クリーンアップキャンペーン結果について
 - ⑭平成25年度和歌山県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会報告
 - ⑮全国正会員事務局責任者会議報告
- 等について協議、報告がありました。



平成25年度第3回理事会及び常任理事会

開催日：平成25年11月6日（水）

場 所：酒直ビル3F会議室（常任理事会は協会会議室）

議案等：①新規正会員・賛助会員の勧誘促進について

- ②新入会員及び退会会員承認の件について
 - ③支部研修会の開催及び日程について
 - ④県外視察研修会の開催について
 - ⑤改正労働安全衛生規則研修会の開催結果について
 - ⑥行政懇話会の開催結果について
 - ⑦全産廃連第15回理事会報告
 - ⑧不法投棄防止巡回パトロール結果について
 - ⑨許可申請講習会の開催結果について
 - ⑩近畿地域協議会再生砕石利用促進検討会議報告
 - ⑪平成25年度第1回建設産業廃棄物部会の開催結果について
 - ⑫安全衛生研修会（リスクアセスメント推進研修会）の開催結果について
 - ⑬第2回海上パトロール結果について
 - ⑭第16回親睦ゴルフコンペ結果について
 - ⑮近畿地域協議会（10月30日 滋賀）報告
- 等について協議、報告がありました。



4 一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会活動

4-① 行政懇話会

産業廃棄物業界と和歌山県、和歌山市の関係行政との意見交換会として、平成25年度の第一回行政懇話会会合を8月16日、酒直ビル3階会議室において開催し、ご多忙な折にもかかわらず和歌山県循環型社会推進課から2名、廃棄物指導室から1名、和歌山市産業廃棄物課から2名のご臨席を頂きました。当協会からは武田全弘会長、中川藤吉、目良敏、井川朗、貴志修三の各副会長、高松良文専務理事、西本治雄事務局長が出席し、以下のテーマについて、意見交換及び当協会からの要望等を伝えました。

【懇話会テーマ】

- (1) 和歌山市制定の新条例について
[和歌山市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例]
- (2) 突発の大規模災害に備えた対応について
- (3) 許可申請様式の県市統一運用について
- (4) 許可更新前講習の有効期限の延長について
- (5) 許可申請時の添付資料について
- (6) 優良産業廃棄物処理認定業者申請の随時受付について



4-② 安全衛生活動事業

安全衛生活動事業に取り組み、労働災害の防止及び作業環境の整備につなげるため、安全衛生活動事業の一環として次のとおり、改正労働安全衛生規則研修会、リスクアセスメント推進研修会及び相互安全衛生パトロールを実施いたしました。

(1) 安全衛生研修会（改正労働安全衛生規則研修会）

開催日時：平成25年8月8日（木）午後1時30分から午後3時30分

開催場所：プラザホープ2階 多目的室

講師：和歌山労働基準監督署

安全衛生課長 三木 邦章 氏

参加者数：25名

研修内容：平成25年7月1日から車両系建設機械である鉄骨切断機等が労働安全衛生法令上の解体用機械として、新たに規制対象となり、労働安全衛生規則が改正されたので特例技能講習と改正ポイントを中心に研修会を開催しました。



(2) 安全衛生研修会（リスクアセスメント推進研修会）

開催日時：平成25年10月8日（火）午後1時30分から午後4時30分

開催場所：プラザホープ3階 会議室1・2・3

講師：一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会 安全衛生促進委員

吉村 享氏、野長瀬 宏氏、峯尾 登氏、（代理）酒本 吉伸氏

参加者数：26名

研修内容：事業場内におけるリスク（危険性又は有害性）を事前に把握（調査・評価：アセスメント）し、そのリスクを除去することで職場内を安全かつ快適なものにしようとするもので、リスクアセスメントの実施方法について講義を受け、実務演習を行いました。

講義1 産業廃棄物処理業におけるリスクアセスメントの必要性

講義2 リスクアセスメントの基本と実施に向けて

実務演習 リスクアセスメントの体験

（廃棄物処理現場）のリスク見積り事例



(3) 相互安全衛生パトロール

平成25年11月と12月に、和歌山支部及び御坊・田辺支部のあわせて4事業所の中間処理施設等で実施し、労働安全の専門家であるアドバイザーから、現場施設の管理及び作業等に関する注意点等種々の指導を受けました。その中で、良かった点・検討を要する点を紹介します。

良かった点

<ul style="list-style-type: none"> ・ 明るい挨拶がされていました。 ・ パレットによる積み上げが二段までに制限していました。 ・ 建物間の通路が清掃され搬入物などが落ちていなかった。 ・ 駐車場の業務用車両に車輪止めをしていました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 朝礼や班長対象のミーティングをし、安全指示をしています。 ・ 残業や休憩時間を適切に管理し、健康への配慮もしていました。 ・ 社外者への運搬トラックへの積み込み、荷卸しのための重機使用を禁止していました。
--	--

改善を検討して欲しい点

内 容	対 策 案
<ul style="list-style-type: none"> ・ 溶接用ガスボンベの倒れ防止対策を実施していますが、設置位置が車両等の可動範囲内にあります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 車両等が接触しない場所を検討下さい。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 狭い作業場でフォークリフトを運行すると、他の作業者との接触などトラブルが懸念されます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 警報音、パトライト、前方が見えにくい荷の場合はバック走行の徹底、運行中の他作業所の立ち入り禁止などを検討下さい。



〔和歌山支部〕



〔御坊・田辺支部〕

4-③ 収集運搬部会

不法投棄防止巡回パトロール（高野町周辺及び田辺市周辺）

収集運搬部会では、平成25年6月5日に和歌山市内を中心に不法投棄防止の啓発横断幕やマグネット表示板を装着したダンプカー、パッカー車などで不法投棄防止巡回パトロールを実施し、不法投棄された一般廃棄物と思われる廃家電製品等の撤去を行いました。

和歌山市周辺の巡回パトロールに引き続いて、第2回目は高野町周辺、第3回目は田辺市周辺の不法投棄防止巡回パトロールを行い、回収可能な範囲で撤去作業を行いました。また、第2回目の高野町周辺の不法投棄防止巡回パトロールからは、平成27年の「紀の国わかやま国体・紀の国わかやま大会」の開催に向けて県民総参加で清掃活動に取り組むことを目的とした「平成25年度クリーンアップ運動」の一環として実施し、撤去回収した廃棄物は当該行政の廃棄物部局に、その処分の依頼をするとともに、パトロール結果を行政機関に報告しました。

1 高野町周辺

- (1) 実施日：平成25年9月12日（木）
- (2) 参加者：18名

赤井工業株	2名	株ヴァイオス	2名	小椋リビングクリーン株	1名
西洋環境開発株	1名	大栄環境株	2名	有武田造園	1名
有パッキーズ	1名	株福西工務店	1名	株吉建	2名
和歌山プレス株	2名	産廃協会	3名		

- (3) 巡回コース：【往路】
高野町花坂不動尊前→大門→奥の院→高野龍神スカイライン→護摩山スカイタワー→高野龍神スカイライン→奥の院
【復路】
奥の院→相ノ浦地区→高野町塵芥処理センター（撤去廃棄物搬入）→高野町花坂不動尊前
- (4) 使用車両：2t車2台、軽トラック2台、乗用車4台 計8台
- (5) 撤去した物：木くず、缶、びん、タイヤ、ペットボトル、バッテリー、傘、プラ容器車のホイールカバー、その他一般ごみ
- (6) 撤去した量：2t車1台分と軽トラック2台分程度
- (7) 撤去場所等：高野町内高野龍神スカイライン沿い道路脇及び相ノ浦地区の道路沿い



2 田辺市周辺

(1) 実施日：平成25年9月26日（木）

(2) 参加者：16名

(有)国辰商事	1名	(有)志場商店	1名
(有)日置川清掃	1名	株吉建	1名
株吉田組	1名	和歌山県再生資源事業協同組合	1名
和歌山県資源開発協業組合	1名	(有)ワコー産業	2名
田辺市役所 環境課	2名	田辺保健所 衛生環境課	1名
産廃協会	4名		

(3) 巡回コース：【往路】

扇ヶ浜海岸駐車場→明洋交差点右折→国道42号→国道424号→県道31号→国道42号→国道311号→中辺路町戸土→県道水上栃谷線→鍛冶屋橋周辺の旧道沿い→本宮町

【復路】

本宮町→国道311号→国道42号→田辺市ごみ処理場（撤去廃棄物搬入）

(4) 使用車両：2t車2台、軽トラック4台、乗用車3台 計9台

(5) 撤去した物：冷蔵庫、洗濯機、自転車、テレビ、ガステーブル、ホットプレート
番線、木くず、缶、びん、ペットボトル、傘、プラ容器
その他一般ごみ

(6) 撤去した量：2t車1台と軽トラック4台分程度

(7) 撤去場所等：中辺路町戸土及び鍛冶屋橋周辺の旧道沿い



4-④ 建設廃棄物部会

—平成25年度建設廃棄物部会会議—

鉄骨切断機、コンクリート圧砕機、解体用つかみ機が労働安全衛生法令上の車両系建設機械の解体用機械として、規制の対象となる改正が行われ、平成25年7月1日から改正労働安全衛生規則が施行されています。この規則改正等について和歌山労働基準監督署から講師を迎えて講義を受けたほか、現在、京阪神地域を中心に中間処理業における再生骨材の流通が滞っているため、近畿地域協議会に再生利用促進検討会議を設置し、再生利用促進について協議を行っているところではありますが、同検討会議の委員として参加されている当協会の目良副会長に現状を説明して頂いたほか、以下の内容について部会を開催いたしました。

日時：平成25年10月4日（金）13時30分から

場所：酒直ビル3階 会議室

議題：（1）労働安全衛生規則改正及び特定化学物質障害予防規則等の改正について

講師：和歌山労働基準監督署

安全衛生課長 三木 邦章 氏

- ①解体車両系建設機械に係る改正労働安全衛生規則等について
- ②解体用機械等に対する規制に係る問答について [追加・修正版]
(労働安全衛生規則等の改正関係問答)
- ③ジクロロプロパン暴露防止対策について
- (2) 公益社団法人全国産業廃棄物連合会近畿地域協議会「再生砕石利用促進検討会議」会議報告について
- (3) 許可更新期限の到来を待たずして行う場合の優良認定付与について
- (4) 電子マニフェスト「加入料無料キャンペーン」
- (5) その他



〔和歌山労働基準監督署
安全衛生課長 三木邦章氏〕

4-⑤ 不法投棄防止海上パトロール

平成25年度第2回目（通算38回目）の不法投棄防止海上パトロールを実施し、海上から海岸線近くまで船で近寄り、不法投棄廃棄物の確認。

- 日時：平成25年10月10日（木）午前9時（出港）～午後3時（帰港）
- 参加者：6名

- 和歌山県循環型社会推進課 1名
- 和歌山県廃棄物指導室 1名
- 和歌山市産業廃棄物課 1名
- 和歌山県産業廃棄物協会 3名



- パトロールコース：
和歌山南港→大川港→矢櫃海岸（有田市）→衣奈周辺（由良町）→戸津井漁港沖合→白崎→下津港（方）→和歌山南港

- パトロールの結果：

- ・パトロールの結果、新たに不法投棄された場所は確認されなかった。
- ・台風24号の影響もあり、全体的に沿岸から5km沖合で、木くず、ペットボトル、ウレタンシートなどが前回よりも多く漂流していた。また、加太港から大川港間の海岸に漂着廃棄物と見られる廃棄物（プラ容器類・木くず等）が確認できた。
- ・由良町衣奈周辺の海岸道路沿いに前回から残存する不法投棄廃棄物が確認できた。
- ・矢櫃海岸では、崖上から崖中腹にかけて前回同様若干の残存する不法投棄物が確認できた。
- ・下津港では、前回6月に実施した時と同様、廃棄物は確認されなかった。

- パトロール結果の対応：

和歌山県及び和歌山市から、関係機関に連絡・対応をお願いしました。



〔矢櫃海岸の現状〕



〔由良町衣奈周辺の現状〕

4-⑥ 第16回親睦ゴルフコンペ

平成25年10月16日(水)に朝日ゴルフクラブ白浜コースにおいて、第16回親睦ゴルフコンペ(チャリティーコンペ:平成25年度第2回)を開催しました。

当日の天気は残念ながら雨でしたが、そんな中19社36名の多くの皆様の参加により、盛会裏に開催することができました。

また、プレー終了後は、各賞(1位~10位、以下5位ごと、当日賞、BB賞、ベストグロス賞)の表彰を行ないました。

平成19年5月開催の第4回から前回の第15回まで、毎回チャリティーとして12市町村に車椅子を寄贈してきましたが、今回から平成27年秋のゴルフコンペ開催数分となる車椅子5台を平成27年紀の国わかやま国体・紀の国わかやま大会の開催時に和歌山県に贈呈いたします。

つきましては、今後も皆様のご理解をいただき、続けていきたいと考えていますので、皆様の参加をお待ちしています。

☆ 結果(敬称略)

- 優勝: 森山 規生 (有日置川清掃)
- 2位: 松尾 廣 (小椋リビンググリーン株)
- 3位: 武田 利幸 (有武田造園)
- 4位: 奥田 五郎 (奥田建材)
- 5位: 福本 章 (有タナカ工務店)
- 6位: 山本 健司 (有タナカ工務店)
- 7位: 大瀧 近人 (株大瀧商店)
- 8位: 岡本 誠司 (有日置川清掃)
- 9位: 原田 弘人 (有武田造園)
- 10位: 武田 勝 (有武田造園)
- 15位: 田中 正紹 (有タナカ工務店)
- 20位: 津越 正紀 (有日置川清掃)
- 25位: 北川 直幸 (環境カンファレンス株)
- 30位: 知念 義徳 (和歌山県ヘルス工業株)
- 当日賞: 中島 富子 (美浜興業有)
- BB賞: 峠 好紀 (株峠商店)
- ベストグロス賞: 武田 利幸 (有武田造園)



4-⑦ 青年部会活動

青年部会の主な行事は以下のとおりです。

○平成25年度第3回役員会

開催日：平成25年8月2日（金）

場 所：(有)国辰商事 会議室

- 議 題：(1) 近畿ブロック平成25年度定期総会の報告
(2) 全国産業廃棄物連合会青年部協議会第14回通常総会の報告
(3) その他

○平成25年度第4回役員会

開催日：平成25年9月8日（日）

場 所：(有)エコファームわかやま ログハウス

- 議 題：(1) 青年部会懇親会（バーベキュー）の事前打ち合わせについて
(2) 今後の青年部会活動について
(3) その他

○青年部会懇親会

開催日：平成25年9月8日（日）

場 所：(有)エコファームわかやま ログハウス

内 容：和歌山青年部会の会員相互の親睦を深めるため、また、情報交換の場として懇親会（バーベキュー）を開催しました。今回、青年部会でバーベキューを開催するのは初めての試みでしたが、当日は会員のご家族等を含む25名の参加者があり、大変賑やかな懇親会になりました。



○平成25年度第5回役員会

開催日：平成25年11月13日（水）

場 所：協会会議室

議 題：（1）青年部会懇親会（バーベキュー）の報告
（2）CSR2プロジェクト継承と進化について
（3）その他

○近畿ブロックスポーツ交流会

開催日：平成25年11月26日（火）

場 所：千日前ファミリーボウル

内 容：近畿ブロックの青年部会員が集まり、
スポーツ（ボウリング）を通じて交
流を深めました。



青年部会員を募集しています！

私たちと共に、環境保全活動や研修事業などを通じて、産業廃棄物処理業界を盛り立てていきませんか？青年部会では、男女問わず広く募集していますので、是非とも多くの若き獅子達の参加を期待しています。ご希望の方は協会事務局までご連絡下さい。

【TEL：073-435-5600】

目 的 本部会は部会員相互の融和親睦を図り、理解を深めると共に、廃棄物の適正処理及び再資源化に関する知識と教養を高め、将来、環境ビジネス経営における幹部としての使命遂行のための人格形成、並びに経営の合理化の推進発展向上を目的としています。

活動内容 情報交換の会合や研修会、環境保全活動、他県青年部会との交流会などを行います。

会 費 1名につき年額12,000円

会員数 30名（平成25年11月26日現在）

5 公益社団法人全国産業廃棄物連合会関係

5-① 会議報告

○第15回理事会

開催日：平成25年9月10日（火）

場 所：公益社団法人全国産業廃棄物連合会 会議室

出席者：会長

議 題：＜決議事項＞

第1号議案 平成26年度「第13回全国大会」について

第2号議案 部会規則の改定について

第3号議案 福島県産業廃棄物処理業務研修会事業の受託について

＜協議事項＞

(1) 消費税増税対応について

(2) 産廃処理業に係る税制上の主な課題について

(3) 次回理事会その他の日程について

(4) その他

○第16回理事会

開催日：平成25年11月19日（火）

場 所：公益社団法人全国産業廃棄物連合会 会議室

出席者：会長

議 題：＜決議事項＞

第1号議案 平成26年度全国正会員会長・理事長会議の開催について

第2号議案 消費税率改定に伴う対応（案）について

第3号議案 政治連盟による事務室一部使用について

＜協議事項＞

(1) 平成26年度事業計画案の策定にあたって

(2) Jクレジットと低炭素社会実行計画について

(3) 次回理事会その他の日程について

(4) その他

○平成25年度サービス業等7団体と中災防との情報交換会

開催日：平成25年12月13日（金）

場 所：中央労働災害防止協会 産業安全会館4階大会議室

出席者：会長

- 議 題：（1）中災防の「第12次労働災害防止計画」対応事業等について
（2）各団体における平成25年度の安全衛生活動の取組み状況等について
①全般的な安全衛生活動への取組み状況について
②各団体における「第12次労働災害防止計画」への取組み状況等について
（3）各団体からの中災防に対する意見要望等
（4）意見交換等
（5）その他

5-② 全国正会員事務局責任者会議

開催日：平成25年8月2日（金）

場 所：アジュール竹芝「天平の間」

- 議 題：（1）平成25年度事業運営に関して
（2）許可講習会Web申込みの取り扱いについて
（3）マニフェスト番号管理用システムの方針の変更について
（4）特定産業廃棄物埋立における留意点について
（5）第14回理事会報告について
（6）事務連絡
（「第12回産業廃棄物と環境を考える全国大会」運営に当たって）
（7）消費税率改定への対応について

上記内容のことについて協議しました。

5-③ 第20回 正会員事業研修会

開催日：平成25年10月4日（金）

場 所：泉ガーデンコンファレンスセンター（東京都）

内 容：（1）マニフェスト番号管理プログラムについて

（2）災害廃棄物処理支援について

（3）移行後の必要書類と立入検査について

（4）事務連絡

（交通費精算対象会議等・協会パンプレットの提供依頼・年間行事予定表）

（5）許可講習会Web申込について

研修会では、上記内容の研修を受けました。特に来年度より開始する講習会Web申込の運営等々の意見交換が行われました。

5-④ 近畿地域協議会

開催日：平成25年10月30日（水）

場 所：琵琶湖ホテル（滋賀県）

出席者：会長以下5名

議 題：（1）再生砕石利用促進検討会議について

（2）近畿地域協議会の担当ローテーションについて

（3）地球環境保全のための3R推進フォーラムについて

（4）公益社団法人全国産業廃棄物連合会活動報告

（5）次回開催予定

（6）その他（優良産廃処理業者認定制度運用マニュアルの改訂について）

上記内容のことについて協議しました。

5-⑤ 第12回 産業廃棄物と環境を考える全国大会

平成25年11月8日（金）に伊勢志摩ロイヤルホテル（三重県）において、公益社団法人全国産業廃棄物連合会、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター、公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団の産業廃棄物関係の3団体の主催により『優良産廃処理業者認定制度の普及のために』をテーマに開催され、当協会から5名が出席しました。

これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会は、私たちの生活に多大な富と恩恵をもたらしました。しかし、地球の限りある資源を浪費した結果、有害廃棄物や資源の枯渇化、地球温暖化などの地球規模の環境問題を発生させてしまいました。

三重県で開催された今回の全国大会は、低炭素化社会の実現に向けた取り組みの在り方や、循環型社会の形成に重要な役割を担う産業廃棄物処理業者の優良認定制度の普及方策について、行政担当者、事業者、学識経験者などの各界の皆様と一緒に、考えることを趣旨として開催されました。

公益社団法人全国産業廃棄物連合会の石井会長の挨拶に続いて、平成25年度循環型社会形成推進功労者等環境大臣表彰が行われ、16名が受賞されました。

引き続き、東京工業大学総合研究院柏木孝夫特命教授から「低炭素・省エネ社会に向けた産業廃棄物処理」をテーマとする基調講演が行われ、その後、早稲田大学大学院長沢教授をコーディネーターに、パネリストとして環境省から塚本直也大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長、三重県から和田一人環境生活局廃棄物対策局・リサイクル課長、排出事業者から井村屋株式会社前山健代表取締役社長、処理業界から一般社団法人三重県産業廃棄物協会井上吉一副会長の各氏をパネラーとしたディスカッションが開かれました。

優良産廃処理業者認定制度（新制度）は廃棄物処理法に基づく全国一律の制度であることが優良産廃処理業者評価制度（旧制度）と比較して最大の特徴であります。優良認定処理業者の情報発信により、排出事業者は安心して委託できる優良な産廃処理業者を選択でき、処理業者は環境配慮契約法の産業廃棄物処理における入札での有利な取扱いをうけることができるなどの活用策や優良認定処理業者の伸び悩みなどの現状の課題、今後の取組みなどについて幅広く意見交換されました。



5-⑥ 環境配慮契約法産廃処理契約に関する基本的事項（解説資料）の改定について

事 務 連 絡

平成25年11月18日

各正会員 事務局長 様

公益社団法人全国産業廃棄物連合会

専務理事 森 谷 賢

環境配慮契約法産廃処理契約に関する基本的事項（解説資料）の改定について （お知らせ）

当連合会の事業の運営につきましては、日頃から格別のご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

さて、標題の件につきまして、環境省総合政策局環境経済課より添付の環境配慮契約法に基づく産業廃棄物の処理に係る契約に関する基本的事項（解説資料）の平成25年改定版の提供がございましたのでお知らせ致します。つきましては、協会会員に対し周知いただきますようお願い申し上げます。

なお、今回の解説資料の改定の内容につきましては、第15回理事会（平成25年9月10日）の資料17「環境配慮契約法解説資料の見直しについて」のとおりでございますが、ご参考として下記に主な改定事項の概要と解説資料の対応箇所を簡単にまとめておりますのでご覧下さいますようお願い申し上げます。

記

○解説資料の改定について

※当協会の会報ページ番号に合わせています。

改定事項の概要	解説資料対応箇所
1. 入札参加資格の審査に関する見直し	・ 解説資料46～48ページ
2. 優良認定業者の申請書類の省略	・ 解説資料35ページ「(1) 評価項目」の上から7～11行目 ・ 51ページ「注2」 ・ 57ページ「※1」
3. 優良認定は業態ごとに全国共通の取り扱いとすること	・ 解説資料35ページ「(1) 評価項目」の上から7～8行目のカッコ書き

以上

Ⅶ. 産業廃棄物の処理に係る契約に関する基本的事項について

1. 背景と意義

1-1 産業廃棄物の処理に係る契約における環境配慮の必要性と意義

産業廃棄物の不法投棄（新規判明事案）は、投棄件数、投棄量ともに減少傾向にあるものの未だ撲滅には至っておらず、今なお過剰保管を始めとした不適正処理が多く発生している。また、不法投棄等の残存事案についても、残存件数は横ばい、残存量は微増であることから、産業廃棄物の適正処理の推進に向けた施策強化は依然として大きな課題となっている。

一旦不法投棄が発生すると、水質汚濁や土壌汚染等の環境影響、周辺地域のコミュニティの破壊等が生じ、その原状回復には莫大な費用や時間が必要になり、社会的影響は極めて大きい。このため、産業廃棄物の不適正処理を未然に防止することが強く求められており、数次の廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）の改正においては、不法投棄等の行為者や廃棄物処理業者に対する規制強化とともに、一貫して排出事業者責任が強化されてきた¹。

産業廃棄物排出事業者の責務は単に処理委託を行うにはとどまらない。不法投棄に代表される不適正処理を減らすには、排出事業者による処理事業者の的確な選定が必要であり、これをもって産業廃棄物処理全体の適正化を図ることが排出事業者の責務であるとの自覚が必要である。現在、これに資する制度として、産業廃棄物処理業の健全化に向けた優良産廃処理事業者認定制度が平成 23 年度より運用され、排出事業者が優良認定業者に委託しやすい環境を整備することにより産業廃棄物の適正な処理が推進されている。また、一部の地方公共団体等においても同様の取組がなされている。

一方、産業廃棄物の処理に係る契約においては、適正処理を前提としつつ、温室効果ガス等の排出削減も考慮する必要がある。廃棄物分野から排出される温室効果ガス排出量は、我が国全体の排出量の 3%弱を占め、廃棄物分野における対策は軽視できない状況にある。2010 年度の排出量は 35.5 百万 t-CO₂ で、1990 年度の排出量 37.2 百万 t-CO₂ に比べて 4.6%の減少²となっており、引き続き排出削減に向けた対策の推進が求められている。

さらに、循環型社会構築に向けて、廃棄物の再生利用も重要である。近年産業廃棄物の最終処分率は順調に低下を続け 2009 年度には 4%以下となっており、再生利用率も全体で 53%

¹ 例えば、平成 9（1997）年改正においては、マニフェストの使用義務がすべての産業廃棄物に拡大された。また、平成 12（2000）年改正では、マニフェスト制度における処分終了の確認義務が最終処分終了まで拡大され、不法投棄等の不適正処分に係る措置命令の対象に排出事業者が追加された。さらに、平成 22（2010）年改正においては、排出事業者による産業廃棄物の処理状況確認努力義務が規定された。

² 2010 年度における温室効果ガス排出量の基準年比の内訳は、二酸化炭素が 20.6%増加、メタンが 57.3%減、一酸化二窒素が 2.3%増となっており、焼却等に伴う二酸化炭素の排出量は増加しているものの、埋立や排水処理等に伴うメタンの大幅な削減が図られている。

と5割を超えているが、今後もより一層の推進が必要である。

以上のことを受けて、国及び独立行政法人等における産業廃棄物の処理に係る契約においては、温室効果ガス等の排出削減、産業廃棄物の適正処理や資源としての再生利用の促進等の実施に関する能力や実績等を考慮した事業者の選定が行われることが必要である。こうしたことが、国及び独立行政法人等の契約にとどまらず、地方公共団体や民間部門の契約にも波及していくことにより、環境への負荷の少ない持続可能な社会の構築に寄与することが期待される。

1-2 本解説資料の使い方

本解説資料は、環境配慮契約法に基づく基本方針に定められた、産業廃棄物の処理に係る契約に関する基本的事項を踏まえ、調達者が具体的に産業廃棄物の処理に係る契約を締結する際の参考として使用されることを想定したものである。

本解説資料は、産業廃棄物の処理に係る契約に当たっての考え方や具体的な内容、実際の事務手続き等について説明したものである。

なお、本解説資料に示した事例は参考例であり、調達者は調達条件を踏まえて適切に対応することが必要である。

2. 契約方式の解説

2-1 産業廃棄物の処理に係る契約の基本的考え方

産業廃棄物の処理に係る契約方式の基本的な考え方は、以下のとおり。

- 環境負荷の低減、適正な産業廃棄物処理の実施等の観点から、温室効果ガス等の排出削減に係る取組、優良認定への適合の評価等による裾切り方式を採用。
- 事業者の温室効果ガス等の排出削減に向けた取組等の評価に当たっては、産業廃棄物の収集運搬から中間処理、最終処分の各処理過程における温室効果ガス等の排出削減により、大気・水・土壌、騒音、振動等の各環境質の保全を考慮。
- 事業者の産業廃棄物の再生利用及び適正な処理の実施に関する能力や実績等の評価に当たっては、産業廃棄物処理業者の優良認定への適合の評価を考慮。
- 処理する産業廃棄物の種類や再生資源化の種類などの特性を踏まえつつ、具体的な条件については調達者において設定。

2-2 裾切り方式

本契約方式に係る基本的な考え方等を踏まえ、具体的な裾切り方式について、以下に示す。

以下の2つの要素をポイント制により評価し、一定の点数を上回る事業者に入札参加資格を与えることとする。

- ① 環境配慮への取組状況
- ② 優良基準への適合状況

各要素の区分値・配点及び裾切り下限値については、入札実施主体がそれぞれ、以下の観点から適切に判断の上、設定することとする。

ここで、本裾切り方式は、事業者の多様な環境への負荷低減に向けた取組を積極的に評価するとともに、複数の項目によるポイント獲得手段を確保する等の観点から、複数の評価項目のすべてを満足することを求めるものではないが、入札実施主体の判断により、特定の評価項目を満たすことを必須とする(業務請負条件)項目を設定することもできることとする。ただし、公正な競争確保に配慮する。

産業廃棄物の処理に係る契約方式の検討に当たっては、価格のほかに価格以外の要素(環境負荷低減に向けた取組等)を評価の対象に加えて評価し、その結果が最も優れた者と契約を締結する総合評価落札方式が最善とされた。しかし、現時点では具体的な温室効果ガス等の環境負荷削減効果を算定できないこと等から、最も環境負荷の低減要素と価格のバランスがとれているものの特定が難しいため、産業廃棄物の処理に係る契約において総合評価落札方式の採用は困難であり、当面裾切り方式を採用するものとする。今後、産業廃棄物の処理における温室効果ガス等の環境負荷削減効果に係る知見の蓄積を図り、その削減効果が適切に算定可能となった場合において、総合評価落札方式について再検討を行い、その結果を踏

まえ、所要の見直しを行うこととする。

また、当面は優良産廃処理業者認定制度³の認定は必須項目としないが、制度が施行されて一定期間が経過した後には、認定事業者の状況等を踏まえ、必要に応じ、所要の見直しを行うこととする。

なお、民間部門においても、国等から産業廃棄物の適正な処理を含めて発注された業務について、本契約方式を参考とし、環境配慮契約の推進に努めることが望まれる。

(1) 評価項目

上記の観点から踏まえて、産業廃棄物の処理に係る契約に関する裾切り方式に採用する評価項目、評価内容及び評価基準の例を表Ⅶ-2-1に示す。

環境配慮への取組の評価は、事業者の温室効果ガス等の排出削減の取組を評価内容及び評価基準として設定している。また、優良基準への適合の評価は、産業廃棄物の安全・安心な処理の確保に向け、優良産廃処理業者認定制度運用マニュアルに準じて評価項目を設定し、評価内容及び評価基準については当該業務の適切な履行の観点から必要な修正をしている。

優良産廃処理業者認定制度の優良認定業者（当該業務の対象地域以外の優良認定を含む。ただし、当該業務の業態ごとの優良認定が必要）は、優良基準への適合状況に関する個別評価項目の評価は不要であり、当該項目については満点を獲得することとなる。ただし、優良適正（遵法性）の評価については、優良認定業者であっても特定不利益処分を受けてから5年に満たない場合は減点対象となることから、当該項目の確認が必要である。

表Ⅶ-2-1 産業廃棄物の処理に係る契約における評価項目、評価内容及び評価基準の例

評価項目	評価内容及び評価基準
環境配慮への取組状況	
環境/CSR 報告書	環境/CSR 報告書の作成・公表により評価。 〔 事業活動に係る環境配慮の計画、取組の体制及び取組状況の記載等に関して作成・公表していることを評価する。 〕
温室効果ガス等の排出削減計画・目標	温室効果ガス等に関する排出削減計画の策定・目標の設定 ⁴ ・公表を評価。 〔 事業活動に伴い排出される温室効果ガス等に関する排出削減のための計画、目標及びその達成状況を数値で示し、その値をインターネットなどで公表していることを評価する。 〕
従業員への研修・教育	従業員に対する産業廃棄物の適正処理、環境配慮への取組等に関する研修や教育を実施していることを評価。 〔 上記に関する研修・教育の年間実施計画を策定し、当該計画に従って定期的（年間 1 回以上）に各種研修・教育を実施していることを評価する。 〕

³ 認定を受けるためには、表Ⅶ-2-1の「優良基準への適合状況」の5項目等の取組を実施した後に認定等の申請を行い、都道府県及び政令市の審査を受ける必要がある。

⁴ 温室効果ガスの総排出量削減のほか、処理処分重量・体積当たりの排出原単位の低減も含む。

評価項目	評価内容及び評価基準
優良基準への適合状況	
優良適性（遵法性） ^{注1}	契約業務の入札日からさかのぼって特定不利益処分を5年間受けていないことを評価する
事業の透明性	事業者の基礎情報、取得した産業廃棄物処理業等の許可の内容、産業廃棄物処理施設の能力等の情報をインターネットを利用する方法により公表していることを評価する。
環境配慮の取組	ISO14001又はエコアクション21等の認証を受けていることにより評価する。
電子マニフェスト	電子マニフェストシステムへ加入していることを評価する。
財務体質の健全性 ^{注2}	自己資本比率や経常利益金額等の平均値等事業者の財務体質により評価。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ① 直前3年の各事業年度のうちいずれかの事業年度における自己資本比率が10%以上であること。 ② 直前3年の各事業年度における経常利益金額等の平均値が零を超えること。 ③ 産業廃棄物処理業等の実施に関連する税、社会保険料及び労働保険料について、滞納していないこと。 </div>

注1：「優良適性（遵法性）」に係る評価項目について

- 優良適性（遵法性）については、適正な産業廃棄物処理の実施に関する能力や実績等を実評価する観点から、特定不利益処分（詳細内容を資料編に記載）を契約業務の入札日からさかのぼって5年間受けていないことを評価することとしている。このため、新規参入から5年に満たない事業者は得点を得られないこととなる。ただし、新規参入事業者と特定不利益処分を受けた事業者の評価の明確化を図るため、特定不利益処分を受けた時点から5年に満たない事業者（特定不利益処分を受けた新規参入後5年未満の事業者を含む）については、優良適性（遵法性）の項目の点数を「マイナス『配点の50%』」とする（表VII-2-2参照）。

表VII-2-2 優良適性（遵法性）に関する評価（配点が10点の場合）

事業に参入して5年未満の事業者		事業に参入して5年以上の事業者	
特定不利益処分を受けていない事業者	特定不利益処分を受けた事業者	特定不利益処分を受けていない事業者又は最後に特定不利益処分を受けてから5年以上経過した事業者	最後に特定不利益処分を受けてから5年未満の事業者
0点	-5点	10点	-5点

注2：「財務体質の健全性」に係る評価項目について

- 財務体質の健全性については、事業に参入した時点から3年に満たない事業者は、本評価項目の自己資本比率及び経常利益金額等について、「直前3年」を「事業参入時点からの経過年数」に読み替えるものとする。

(2) 具体的な配点例

評価項目の区分値・配点及び裾切り下限値については、入札実施主体がそれぞれ適切に判断の上、設定することが基本である。

以下では、産業廃棄物の処理に係る契約に関する裾切り方式において評価ポイントの満点の60%以上⁵の事業者に入札参加資格を与えることとした場合の評価項目、区分・配点例を表VII-2-3に示す。

a) 環境配慮への取組状況に係る評価項目の加点を25点、b) 優良基準への適合状況に係る評価項目の加点を50点とし、計75点満点としている。

表VII-2-3 評価区分・配点例

評価項目	区分(評価)例	配点例
① 環境/CSR報告書	環境/CSR報告書の作成・公表を実施	10
② 温室効果ガス等の排出削減計画・目標	削減計画策定・目標設定及び公表を実施	10
③ 従業員への研修・教育	従業員に対し定期的な研修・教育を実施	5
a) 環境配慮への取組状況(小計)	—	25
① 優良適性(遵法性)	特定不利益処分を5年間受けていないこと ※新規参入から5年に満たない事業者は0点とする。ただし、特定不利益処分を受けてから5年に満たない事業者(特定不利益処分を受けた新規参入5年未満の事業者を含む)については、優良適性(遵法性)の項目の点数を「マイナス『配点の50%』」とする。本配点例のように本項目の配点が10点の場合は「-5点」となる(表VII-2-2参照)(以下同じ)。	10
② 事業の透明性	インターネットによる情報公開の実施	10
③ 環境配慮の取組	環境マネジメントシステム認証取得	10
④ 電子マニフェスト	電子マニフェストシステムへ加入、利用可能	10
⑤ 財務体質の健全性	自己資本比率、経常利益等の財務基準満足 ※事業に参入した時点から3年に満たない事業者は「直前3年」を事業参入時点からの経過年数に読み替える(以下同じ)。	10
b) 優良認定への適合状況(小計)	—	50
合計	—	75

(3) 委託方法別の裾切り方式の適用

【事例1】収集運搬と中間処理を委託する場合で、収集運搬業者と中間処理業者の入札を一括して行う場合

【事例2】運搬は排出事業者(入札実施主体)が自ら行い、中間処理のみを委託する場合で、中間処理業者のみの入札を行う場合

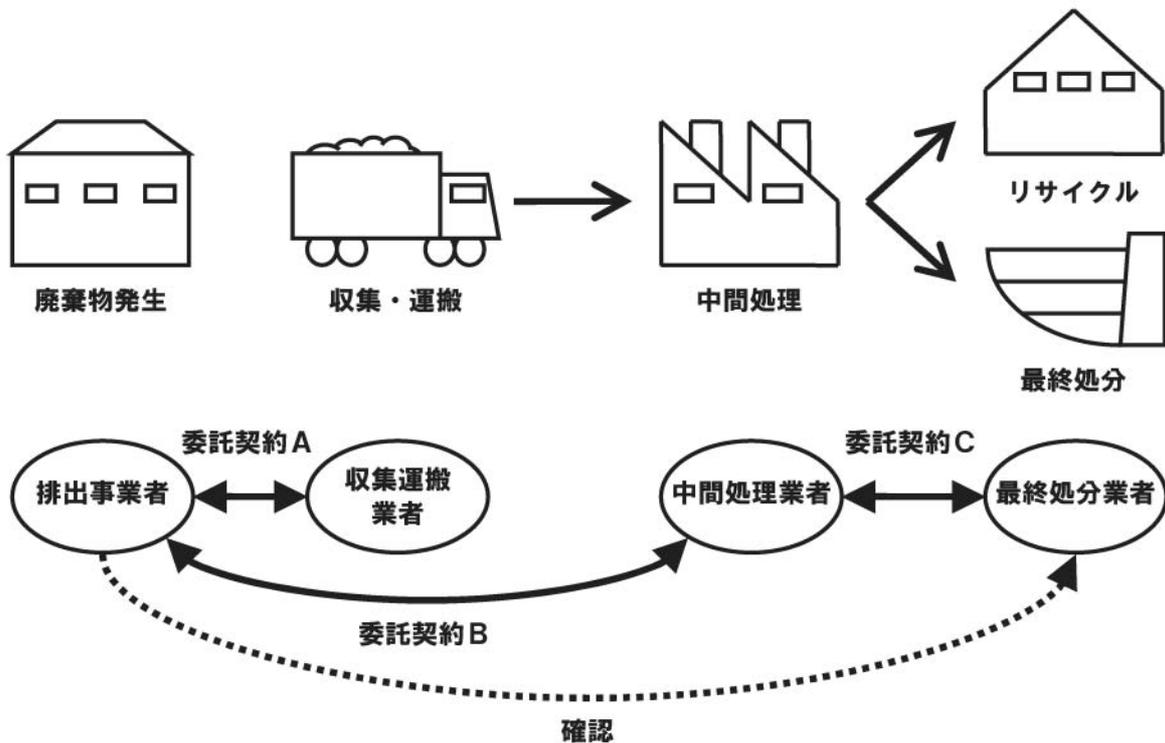
【事例3】収集運搬と最終処分を委託する場合で、収集運搬業者と最終処理業者の入札を一括して行う場合

⁵ 裾切り下限値=評価ポイントの満点×0.6。例えば75点満点の場合、下限値は45点(75点×0.6=45点)、100点満点の場合、下限値は60点(100点×0.6=60点)となる。

【事例1】 収集運搬と中間処理を委託する場合で、収集運搬業者と中間処理業者の入札を一括して行う場合

排出事業者（入札実施者）は、収集運搬業者、中間処理業者とそれぞれ委託契約を行う必要がある（図VII-2-1の委託契約A、委託契約B）。なお、中間処理後の残渣を処分する処分業者との契約（図VII-2-1の委託契約C）は中間処理業者が行うため入札実施者が行う必要はないが、排出事業者責任の観点から、中間処理後の残渣の運搬先についても中間処理業者と契約を取り交わす際に契約書で確認を行う。

裾切り方式の適用に当たっては、収集運搬業者と中間処理業者をそれぞれ評価して、ともに裾切り下限値以上であることが必要である。

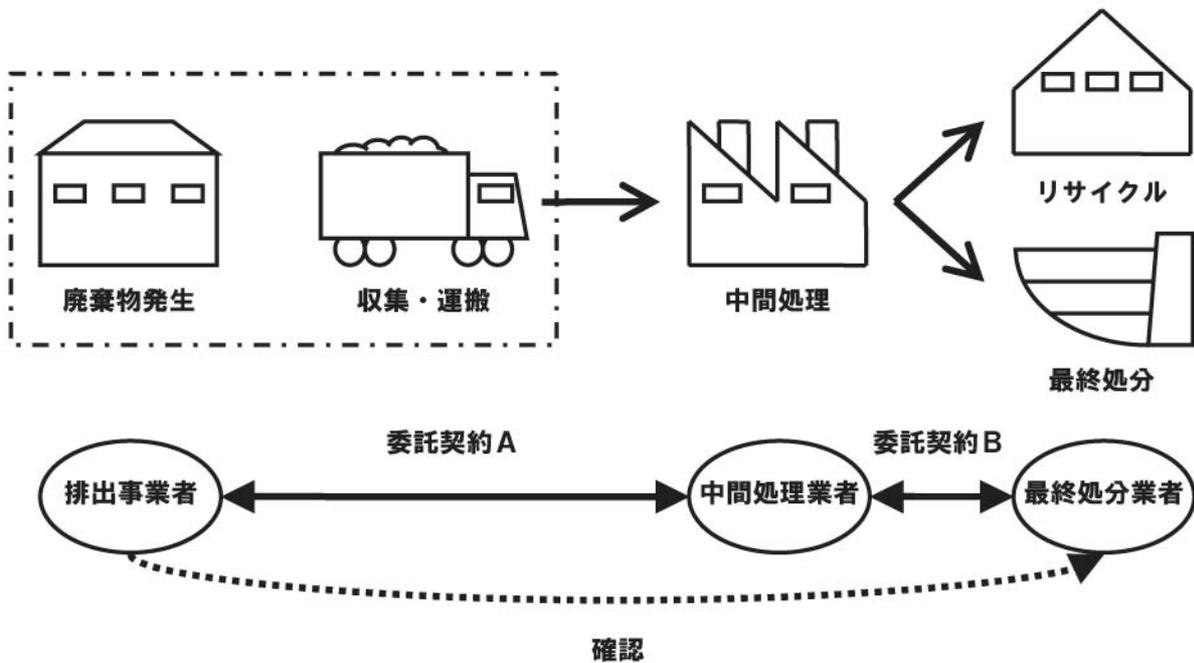


図VII-2-1 収集運搬と中間処理を委託する場合の処理フローと処理委託

【事例2】 運搬は排出事業者（入札実施主体）が自ら行い、中間処理のみを委託する場合で、
中間処理業者のみの入札を行う場合

排出事業者が自ら運搬を行う場合、排出事業者（入札実施者）は、中間処理業者と委託契約を行う必要がある（図VII-2-2の委託契約A）。図VII-2-2は中間処理の例である。なお、中間処理後の残渣を処分する処分業者との契約（委託契約B）は中間処理業者が行うため入札実施者が行う必要はないが、排出事業者責任の観点から、中間処理後の残渣の運搬先についても中間処理業者と契約を取り交わす際に契約書で確認を行う。

裾切り方式の適用に当たっては、中間処理業者のみ評価を行い、中間処理後の処分業者は裾切りの対象外となる。

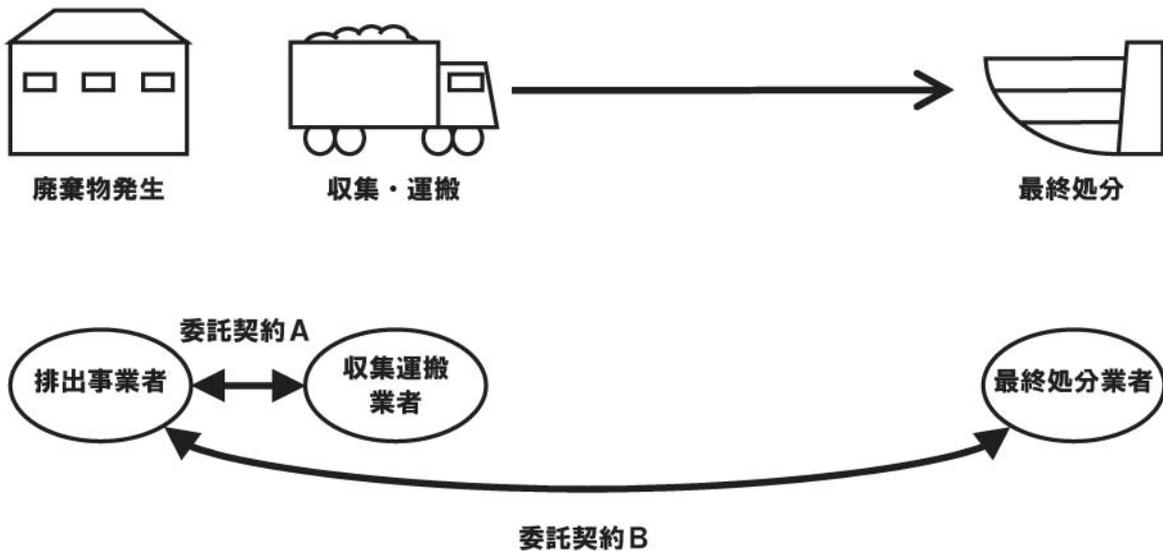


図VII-2-2 中間処理を委託する場合の処理フローと処理委託

【事例3】 収集運搬と最終処分を委託する場合で、収集運搬業者と最終処分業者の入札を一括して行う場合

排出事業者（入札実施者）は、収集運搬業者、最終処分業者とそれぞれ委託契約を行う必要がある（図Ⅶ-2-3の委託契約A、委託契約B）。

裾切り方式の適用に当たっては、収集運搬業者と最終処分業者をそれぞれ評価して、ともに裾切り下限値以上であることが必要である。



図Ⅶ-2-3 収集運搬と最終処分を委託する場合の処理フローと処理委託

2-3 追加項目と配点例

入札実施主体の判断により、裾切り方式のオプションとして処理委託を行う相手（収集運搬業者、中間処理業者、最終処分業者）に応じて「追加項目」を評価して加点することができるものとする。

(1) 業態固有の環境配慮への取組についての評価項目例

収集運搬業者、中間処理業者、最終処分業者ごとの業態に応じた追加的な評価項目及び評価基準例を、表VII-2-4に示す。以下の評価項目は、収集運搬業者については契約対象者（事業者又は事業所）を評価する。また、中間処理業者及び最終処分業者については、処理を委託する産業廃棄物の種類が当該評価項目に関連する場合（処理・処分に当たって建設機械を使用する場合）において評価項目として設定するものとする。

表VII-2-4 環境配慮への取組に関する業態固有の評価項目、評価内容及び評価基準例（追加項目）

評価項目	評価内容及び評価基準
収集運搬業者	
環境に配慮した運転・管理	<p>「環境物品等の調達の推進に関する基本方針⁶」(平成25年2月閣議決定)の輸配送に係る判断の基準（モーダルシフトの実施に係る判断の基準を除く）を満たすことで評価。</p> <p>①エネルギーの使用の実態及びエネルギーの使用の合理化に係る取組効果の把握が定期的に行われていること。</p> <p>②エコドライブを推進するための措置が講じられていること。</p> <p>③エネルギー効率を維持する等環境の保全のため車両の点検・整備を実施していること。</p> <p>④輸送効率の向上のための措置又は空車走行距離の削減のための措置が講じられていること（備考6エに掲げる措置⁷を除く）。</p> <p>⑤上記①については使用実態、取組効果の数値が、上記②～④については実施の状況がウェブサイトをはじめ環境報告書等により公表され、容易に確認できること、又は第三者により客観的な立場から審査されていること。</p>
低燃費・低排出ガス車の導入	<p>低燃費車については、収集運搬車両全体に占める平成27年度燃費基準達成車⁸の導入割合で評価。</p> <p>低排出ガス車については、収集運搬車両全体に占める平成17年度以降の排出ガス規制適合車⁹の導入割合で評価。</p>

⁶ 詳細は <http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html> 参照

⁷ 備考6エの措置：輸配送先、輸配送量に応じて拠点経由方式と直送方式を使い分け、全体として輸配送距離を短縮していること

⁸ エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づき定められた燃費基準値以上の燃費の良い自動車。対象車にはステッカーが貼られる。 <http://www.mlit.go.jp/jidosha/sesaku/environment/ondan/sticker.pdf>

⁹ 低排出ガス車認定実施要項（国土交通省）において規定される平成17年の排出ガス基準を満たすもの。認定を受けた低排出ガス車にはステッカーが貼られる。 <http://www.mlit.go.jp/jidosha/lowgas/youryou/lowgas.htm>

評価項目	評価内容及び評価基準
中間処理業者	
低公害型建設機械の導入 【処理に当たって建設機械を使用する場合に評価】	産業廃棄物の処理の用に供する「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 ¹⁰ 」及び「排出ガス対策型建設機械の指定制度」により指定された建設機械 ¹¹ 、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定の運用」により指定された低騒音型建設機械、低振動型建設機械 ¹² の導入割合で評価。
熱回収の実施 【処理に当たって熱回収を実施する場合に評価】	調達対象となる産業廃棄物の処理に当たって「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第15条の3の3に定める熱回収施設設置者の認定 ¹³ を受けている施設であること、又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の6第2号 ¹⁴ 又は第3号 ¹⁵ に規定する設備を用いて熱回収が行われていることで評価。なお、第3号設備を有する場合にあっては、「廃棄物熱回収施設設置者認定マニュアル（平成23年2月）」（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）において示された用途 ¹⁶ を対象とする。
最終処分業者	
低公害型建設機械の導入 【処理に当たって建設機械を使用する場合に評価】	産業廃棄物の処理の用に供する「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」及び「排出ガス対策型建設機械の指定制度」により指定された建設機械、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定の運用」により指定された低騒音型建設機械、低振動型建設機械の導入割合で評価。

（2）業態固有の環境配慮への取組についての具体的な配点例

以下では、産業廃棄物の処理に係る契約に関する裾切り方式で業態固有の環境配慮取組における具体的な配点例を示す。処理業務により、加点される項目は異なるため調達者は公平な入札を行うためにも十分に内容を検討し、追加項目を設定すること。

¹⁰ 特定特殊自動車排出ガス基準に適合した特定特殊自動車には基準適合表示が付される。

http://www.env.go.jp/air/car/tokutei_law/hyouji/100318/01_gaiyou.pdf

¹¹ 国土交通省により、排出ガス対策建設機械の指定がなされている。

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/constplan/sosei_constplan_fr_000002.html

¹² 国土交通省により、低騒音型建設機械及び低振動型建設機械の指定状況が公表されている。

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/constplan/sosei_constplan_tk_000003.html

¹³ 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部「廃棄物熱回収施設設置者認定制度」を参照のこと。

<http://www.env.go.jp/recycle/waste/netsukaishu.html>

¹⁴ 発電用熱回収施設に関する技術基準

¹⁵ 発電用に供する熱回収施設以外の熱回収施設の技術基準

¹⁶ 廃棄物熱回収施設設置者認定マニュアル1-3 ②（イ）表1参照のこと。タービン補機駆動や循環利用等の例の記載がある。

(2-1) 具体的な配点例 (収集運搬業者)

表Ⅶ-2-5 評価区分・配点例 (収集運搬業者)

評価項目	区分(評価)	得点	配点
① 環境/CSR 報告書	環境/CSR 報告書の作成・公表を実施		10
② 温室効果ガス等の排出削減計画・目標	削減計画策定・目標設定及び公表を実施		10
③ 従業員への研修・教育	従業員に対し定期的な研修・教育を実施		5
a) 環境配慮への取組状況 (小計)	—		25
① 優良適性 (遵法性)	特定不利益処分を5年間受けていないこと		10
② 事業の透明性	インターネットによる情報公開の実施		10
③ 環境配慮の取組	環境マネジメントシステム認証取得		10
④ 電子マニフェスト	電子マニフェストシステムへ加入、利用可能		10
⑤ 財務体質の健全性	自己資本比率、経常利益等の財務基準満足		10
b) 優良認定への適合状況 (小計)	—		50
① 環境に配慮した運転・管理 ア. エネルギー使用実態の把握等 イ. エコドライブの推進措置 ウ. 点検・整備の自主管理基準 エ. 輸送効率向上のための措置	ア~エのうち3項目以上実施かつインターネット等による情報公開	5	10
	ア~エすべて実施かつインターネット等による情報公開又は認証 ¹⁷	10	
② 低燃費車の導入割合 (平成27年度燃費基準達成車)	20% 以上 50% 未満	5	10
	50% 以上	10	
③ 低排出ガス車の導入割合 (平成17年規制以降の適合車)	20% 以上 50% 未満	5	10
	50% 以上	10	
c) 収集運搬業固有の取組 (小計)	—		30
合 計	—	—	105

¹⁷ グリーン経営認証など。http://www.green-m.jp/

(2-2) 具体的な配点例 (中間処理業者 (破碎処理))

表Ⅶ-2-6 評価区分・配点例 (中間処理業者 (破碎処理))

評価項目	区分 (評価)	得点	配点
① 環境/CSR 報告書	環境/CSR 報告書の作成・公表を実施		10
② 温室効果ガス等の排出削減計画・目標	削減計画策定・目標設定及び公表を実施		10
③ 従業員への研修・教育	従業員に対し定期的な研修・教育を実施		5
a) 環境配慮への取組状況 (小計)	—		25
① 優良適性 (遵法性)	特定不利益処分を5年間受けていないこと		10
② 事業の透明性	インターネットによる情報公開の実施		10
③ 環境配慮の取組	環境マネジメントシステム認証取得		10
④ 電子マニフェスト	電子マニフェストシステムへ加入、利用可能		10
⑤ 財務体質の健全性	自己資本比率、経常利益等の財務基準満足		10
b) 優良認定への適合状況 (小計)	—		50
① 低公害型建設機械の導入割合 ^{※注} (排出ガス対策、低騒音・低振動対策)	20% 以上 50% 未満	5	10
	50% 以上	10	
c) 中間処理業固有の取組 (小計)	—		10
合 計	—	—	85

注：低公害型建設機械の導入割合については中間処理に当たって、建設機械を使用する場合に評価項目として設定するものとする。なお、導入割合の算定に当たっては1機が複数の指定を受けている場合であっても、1機分の導入割合として算定する¹⁸。

(2-3) 具体的な配点例 (中間処理業者 (焼却処理))

表Ⅶ-2-7 評価区分・配点例 (中間処理業者 (焼却処理))

評価項目	区分 (評価)	得点	配点
① 環境/CSR 報告書	環境/CSR 報告書の作成・公表を実施		10
② 温室効果ガス等の排出削減計画・目標	削減計画策定・目標設定及び公表を実施		10
③ 従業員への研修・教育	従業員に対し定期的な研修・教育を実施		5
a) 環境配慮への取組状況 (小計)	—		25
① 優良適性 (遵法性)	特定不利益処分を5年間受けていないこと		10
② 事業の透明性	インターネットによる情報公開の実施		10
③ 環境配慮の取組	環境マネジメントシステム認証取得		10
④ 電子マニフェスト	電子マニフェストシステムへ加入、利用可能		10
⑤ 財務体質の健全性	自己資本比率、経常利益等の財務基準満足		10
b) 優良認定への適合状況 (小計)	—		50
① 熱回収の実施 ^{※注}	処理に当たって熱回収の実施又は熱回収認定を受けていること	10	10
c) 中間処理業固有の取組 (小計)	—		10
合 計	—	—	85

注：熱回収の実施については中間処理に当たって、焼却処理を実施する場合に評価項目として設定する。

¹⁸ 例えば、事業場に5台の機械があり、うち1台の機械が低騒音型建設機械と低振動型建設機械の両方の指定を受け、他の4台の機械がいずれの指定をも受けていない場合の低公害型建設機械の導入割合は $1 \div 5 = 20\%$ となる。

(2-3) 具体的な配点例 (最終処分業者)

表Ⅶ-2-8 評価区分・配点例 (最終処分業者)

評価項目	区分(評価)	得点	配点
① 環境/CSR 報告書	環境/CSR 報告書の作成・公表を実施		10
② 温室効果ガス等の排出削減計画・目標	削減計画策定・目標設定及び公表を実施		10
③ 従業員への研修・教育	従業員に対し定期的な研修・教育を実施		5
a) 環境配慮への取組状況 (小計)	—		25
① 優良適性 (遵法性)	特定不利益処分を5年間受けていないこと		10
② 事業の透明性	インターネットによる情報公開の実施		10
③ 環境配慮の取組	環境マネジメントシステム認証取得		10
④ 電子マニフェスト	電子マニフェストシステムへ加入、利用可能		10
⑤ 財務体質の健全性	自己資本比率、経常利益等の財務基準満足		10
b) 優良認定への適合状況 (小計)	—		50
① 低公害型建設機械の導入割合 ^{※注} (排出ガス対策、低騒音・低振動対策)	20% 以上 50% 未満	5	10
	50% 以上	10	
c) 最終処分業固有の取組 (小計)	—		10
合 計	—	—	85

注：低公害型建設機械の導入割合については最終処分に当たって、建設機械を使用する場合に評価項目として設定するものとする。なお、導入割合の算定方法については中間処理の低公害型建設機械の導入割合と同様。

3. 契約方法について

3-1 契約の対象

国及び独立行政法人等が発注する産業廃棄物処理のすべてが対象となり、具体的には、「収集運搬」「中間処理」「最終処分」が考えられる。

なお、産業廃棄物処理の中でも、高度なりサイクル技術を要する場合など、提案内容の新規性・創造性を必要とする場合においては、個別に適切な契約方式を用いることも考えられる。

3-2 仕様

裾切り方式により、産業廃棄物の処理に係る契約の仕様書の構成及び記載する内容例は、通常用いられる産業廃棄物処理委託契約書に準じる。なお、裾切り要件、当該要件を満たすことを証明する書類の提出方法等については、入札公告及び入札説明書の中で必要事項を記載する。

3-3 標準的な手続とスケジュール

本契約方式を適用する場合の標準的な流れ及び要する期間は、図VII-3-1のとおりである。以下に、図VII-3-1に沿って、各段階における手続の概要を示す。

(1) 入札準備

入札準備段階は、①裾切り要件の設定、②仕様書の作成、③予定価格の作成、④入札実施に必要な事項の調整を実施する。

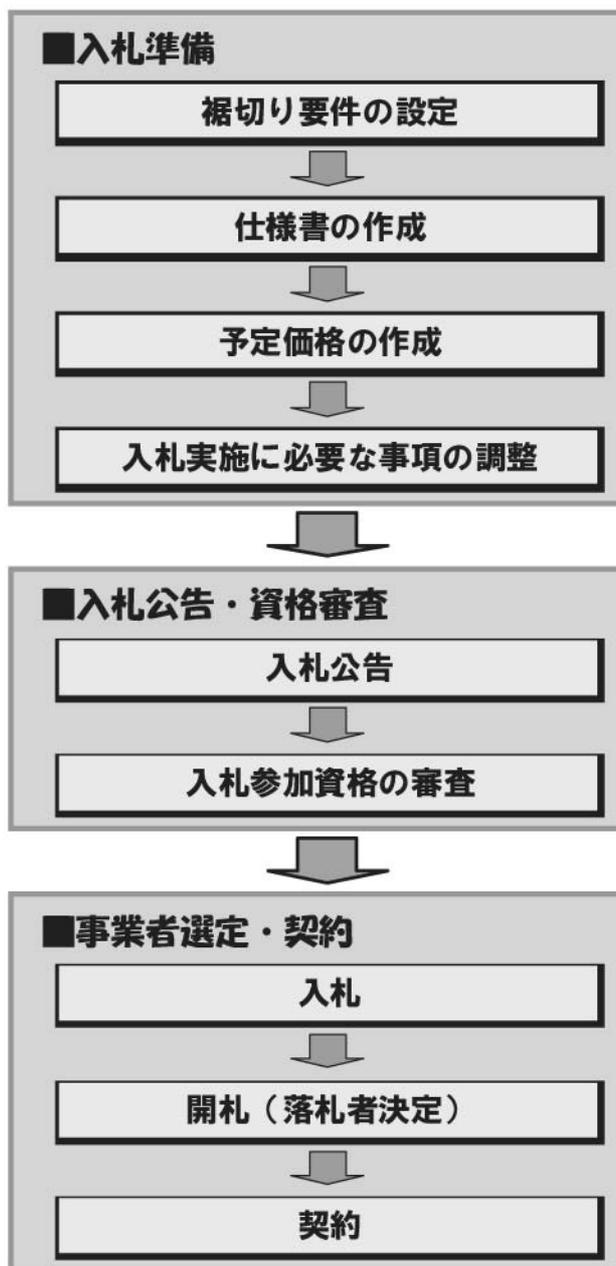
- ① 「裾切り要件の設定」については、前述「2-2 裾切り方式」を参考とし、適切に裾切り要件を設定する。
- ② 「仕様書の作成」については、上記「3-2 仕様」を参考とし、必要事項を記載した仕様書を作成する。
- ③ 「予定価格の作成」については、前年度における処理委託の実績データを踏まえ、適切に予定価格を作成する。
- ④ 「入札実施に必要な事項の調整」については、必要に応じ実施する。

(2) 入札公告・資格審査

入札公告・資格審査段階は、①入札公告、②入札参加資格の審査を実施する。

- ① 「入札公告」については、裾切り方式による入札参加資格の審査及び入札までに要する期間を勘案して、適切に実施する。
- ② 「入札参加資格の審査」については、上記「(1) ①裾切り要件の設定」において設定した裾切り要件に照らし、入札参加希望者から提出された参加資格に係る

根拠となる書類の審査を実施する（審査結果については、入札参加希望者に対し、速やかに通知する。）。



図Ⅶ-3-1 裾切り方式に係る入札手続

（3）事業者選定・契約

事業者決定及び契約段階は、①入札及び開札（落札者決定）、②契約を実施する。

- ① 「入札及び開札（落札者決定）」については、裾切り方式による入札参加要件を満たした事業者の中から最低価格落札方式によって落札者を決定する。なお、特定不利益処分を受けていないことは、入札日からさかのぼって5年間について事業者に誓約してもらうが、参加資格に係る書類を提出してから入札日までの間に特定不利益処分を受けた事業者は速やかに入札担当に申し出ること。また、申し

出を受けた担当官は速やかに裾切りの採点を見直すとともに、入札参加資格の有無を確認し、適切に対応すること。

- ② 「契約」については、落札者と定められた期間内に契約を実施する。なお、産業廃棄物の処理状況確認努力義務の趣旨を踏まえ、委託契約前に可能な限り現地確認を行う。

4. その他

調達者は、前項までの事項を踏まえ、以下の点に留意しながら契約業務を行うものとする。

- 公正な競争の確保のため、裾切りの内容（区分・配点等）について当該地域の状況を勘案し、適切に設定する。
- 平成 22（2010）年の廃棄物処理法改正によって規定された、事業者の産業廃棄物の処理状況確認努力義務（現地確認義務）の趣旨を踏まえ、委託契約前に可能な限り現地確認を行う。
- 電子マニフェストシステム¹⁹に加入し、電子マニフェストを使用できる状況にしておくこと。

¹⁹ 電子マニフェストの詳細は JWNET（日本産業廃棄物処理振興センター）を参照のこと。
<http://www.jwnet.or.jp/jwnet/index.shtml>

◇資料編

◇特定不利益処分

特定不利益処分とは、産業廃棄物処理法施行規則第9条の3第1号イ～ハに掲げる不利益処分であり、下表にその種類と根拠条文を記す。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（抜粋）

第9条の3 令第6条の9第2号の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

1 従前の法第14条第1項の許可に係る許可の有効期間（同条第三項に規定する許可の有効期間をいう。）において特定不利益処分（次に掲げる不利益処分をいう。以下同じ。）を受けていないこと。

イ 法第7条の3、第9条の2、第14条の3（法第14条の6において準用する場合を含む。）、第15条の2の7、第19条の2、第19条の4第1項、第19条の4の2第1項、第19条の5第1項又は第19条の6第1項の規定による命令【廃棄物処理業の事業停止命令、廃棄物処理施設の改善命令・使用停止命令、不適正処理に係る改善・措置命令】

ロ 法第9条の2の2第1項若しくは第2項又は第15条の3の規定による許可の取消し【廃棄物処理施設の設置の許可の取消し】

ハ 法第9条の8第9項（法第15条の4の2第3項において準用する場合を含む。）、第9条の9第10項（法第15条の4の3第3項において準用する場合を含む。）又は第9条の10第7項（法第15条の4の4第3項において準用する場合を含む。）の規定による認定の取消し【再生利用認定・広域的処理認定・無害化処理認定の取消し】

2～8（略）

表 特定不利益処分一覧

	特定不利益処分の種類	廃棄物処理法における根拠条文
1	廃棄物処理業に係る事業停止命令	第7の3 第14の3(第14条の6において準用する場合を含む)
2	廃棄物処理施設に係る改善命令・使用停止命令	第9条の2 第15条の2の7
3	廃棄物処理施設の設置の許可の取り消し	第9条の2の2 第15条の3
4	再生利用認定の取消し	第9条の8第9項(第15条の4の2第3項において準用する場合を含む。)
5	広域処理認定の取消し	第9条の9第10項(第15条の4の3第3項において準用する場合を含む。)
6	無害化処理認定の取消し	第9条の10第7項(第15条の4の4第3項において準用する場合を含む)
7	廃棄物の不適正処理に係る改善命令	第19条の3
8	廃棄物の不適正処理に係る措置命令	第19条の4第1項 第19条の4の2第1項 第19条の5 第19条の6第1項

入札参加資格の審査に必要な申請書類一覧

誓約書	
1	優 誓約書
環境配慮への取組状況	
1	優 環境/CSR報告書
2	優 温室効果ガス等の排出削減のための計画・目標を数値で示した資料
	優 温室効果ガス等の排出削減目標の達成状況を示した資料
	優 インターネット等適切な方法にて公表している旨を誓約する書類
3	優 従業員に対する産業廃棄物の適正処理、環境配慮への取組に関する研修・教育の年間実施計画
優良認定への適合状況	
1	優 遵法性に係る基準に適合することを誓約する書類
2	優 優良産廃処理業者認定制度の認定業者であることを証する書類（この書類の提出があれば、以下の書類は免除）
3	事業の透明性に係る基準に適合することを証する書類（インターネットからの印刷）
4	ISO14001又はエコアクション21若しくはこれと相互認証されている認証制度による認証を受けていることを証する書類
5	電子マニフェストシステム加入証の写し
6	直前3年の貸借対照表
	直前3年の損益計算書
	直前3年の各事業年度のうちいずれかの事業年度の自己資本比率が10%以上であることを証する書類
	直前3年の各事業年度における経常利益金額と減価償却の額の和の平均が零を超えていることを証する書類
	国税（法人税）の納税証明書（又はその写し）
	労働保険料納付確認書（又はその写し）

注1：優良認定への適合状況で求める書類は、基本的には、優良産廃処理業者認定制度運用マニュアルにある申請書類に準ずるが、産業廃棄物の処理に係る契約目的に合わせ評価内容は適切なものに変更している。

注2：優良産廃処理業者認定制度の認定業者の場合は、該当する「優」マークの付いた書類のみ提出すればよい。

誓 約 書

〇〇〇〇〇〇〇〇〇

〇〇省〇〇〇〇長 殿

以下の項目について誓約します。

- (1) 〇〇業務に提出される申請資料に虚偽の報告の無いこと。
- (2) 以下の項目について公表していること。

項 目	公 表 方 法
環境/CSR 報告書	〇〇〇〇
温室効果ガス等の排出削減計画・目標	〇〇〇〇

- (3) 平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日（入札日）までの間、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）第 9 条の 3 第 1 号に規定する特定不利益処分を受けていないこと（書類提出日から入札日までは見込みである。この期間に特定不利益処分を受けた場合には、速やかに〇〇省〇〇〇〇長まで、特定不利益処分を受けたことを報告すること。）。
- (4) 事業の透明性に係る基準に適合するために、インターネットを利用する方法により公表されている情報は、優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル「3. 3. 3 公表事項」にある公表すべき事項がすべて公表されており、かつ、〇〇業務入札参加時において最新のものであること。
- (5) インターネット上で事業の透明性に係る情報については、以下に記載する URL をトップページとして公表していること。

URL : _____

年 月 日

住所

氏名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

印

事業の透明性に係る基準に適合することを証明する提出書類について（補足）

優良産廃処理業者認定制度の優良認定を受けていない事業者は、事業の透明性に係る基準に適合する書類をインターネット上に公表するとともに、それを証明する書類を提出すること（インターネット上の公表画面のハードコピー等を印刷したもの等）。

	公 表 事 項	適 用	
		収集 運搬	処分
①	【法人の場合】法人に関する基礎情報	○	○
	【個人の場合】個人に関する基礎情報		
②	事業計画の概要	○	○
③	申請者が受けている産業廃棄物処理業の許可証の写し	○	○
④	運搬施設に関する事項	—	
	処理施設に関する事項		—
⑤	事業場ごとの産業廃棄物の処理工程図		○
⑥	直前一年間の産業廃棄物の一連の処理の工程		—
⑦	直前三年間の産業廃棄物の受入量・運搬量	○	
	直前三年間の産業廃棄物の受入量・処分量・中間処理後産業廃棄物の処分量		○
⑧	直前三年間の産業廃棄物処理施設の維持管理状況		—
⑨	直前三年間の産業廃棄物の焼却施設における熱回収実績		—
⑩	【法人の場合】直前三事業年度の財務諸表	○	○
⑪	処理料金の提示方法	○	○
⑫	業務を所掌する組織・人員配置	○	○
⑬	事業場の公開の有無・公開頻度	○	○

注1：記載例①～⑬の公表事項の詳細については、優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル「3. 3. 3 公表事項」を参照のこと。

注2：記載例④⑥⑧及び⑨については、書類の提出を要しない。

直前3年の各事業年度のうちいずれかの事業年度の
自己資本比率が10%以上であることを証する書類

〇〇〇〇〇〇〇〇〇

〇〇省〇〇〇〇長 殿

以下のとおり相違ないことを証明します。

事業年度	純資産合計 (円)	負債・純資産合計 (円)	自己資本比率 (%)
平成〇〇年度 (3年前事業年度)	(A)	(B)	(A)/(B)
平成〇〇年度 (2年前事業年度)	(C)	(D)	(C)/(D)
平成〇〇年度 (前年度)	(E)	(F)	(E)/(F)

上記の表より、平成〇〇年度、平成〇〇年度、平成〇〇年度において自己資本比率が10%以上である。

なお、自己資本比率の計算方法は、優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル「3. 6 財務体質の健全性に係る基準」における「① 自己資本比率に係る基準」にある定義に従って算出した。

年 月 日

住所

氏名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

印

直前3年の各事業年度における経常利益金額と減価償却の額の和の平均が零を超えていることを証する書類

〇〇〇〇〇〇〇〇

〇〇省〇〇〇〇長 殿

以下のとおり相違ないことを証明します。

事業年度	経常利益金額 (円)	減価償却費 (円)	経常利益+減価償却 (円)
平成〇〇年度 (3年前事業年度)			(ア)
平成〇〇年度 (2年前事業年度)			(イ)
平成〇〇年度 (前年度)			(ウ)

平成〇〇年度～平成〇〇年度3カ年の「経常利益」+「減価償却」の平均値

$$\frac{\boxed{\text{(ア)}} + \boxed{\text{(イ)}} + \boxed{\text{(ウ)}}}{3} = \underline{\hspace{2cm}}$$

上記より平成〇〇年度、平成〇〇年度、平成〇〇年度の経常利益金額と減価償却費の和の平均値が零を超えている。

なお、経常利益金額等の計算方法は、優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル「3. 6 財務体質の健全性に係る基準」における「② 経常利益金額等に係る基準」にある定義に従って算出した。

年 月 日

住所

氏名

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

印

産業廃棄物の処理に係る契約に関するチェックリスト

【本チェックリストは参考例であり調達者は評価項目を踏まえ適切に対応すること】

誓約書

番号	チェック欄	チェック項目	配点
誓約書			
1	①	<input type="checkbox"/> 誓約書および申請資料の内容に虚偽の記載がなされていないことが誓約されているか。	必須

環境配慮への取組状況			/25
環境/CSR報告書			
1	①	<input type="checkbox"/> 事業活動に係る環境配慮の計画の記載があるか。	/10
	②	<input type="checkbox"/> 事業活動に係る環境配慮の取組の体制等の記載があるか。	
	③	<input type="checkbox"/> 事業活動に係る環境配慮の取組の状況等の記載があるか。	
	④	<input type="checkbox"/> 上記①、②及び③でインターネット等適切な方法に公表している旨を誓約する書類が提出されているか。	
温室効果ガス等の排出削減計画・目標			
2	①	<input type="checkbox"/> 温室効果ガス等の排出削減計画・目標を数値で示した資料が提出されているか。	/10
	②	<input type="checkbox"/> 温室効果ガス等の排出削減目標の達成状況を数値で示した資料が提出されているか。	
	③	<input type="checkbox"/> 上記①及び②でインターネット等適切な方法に公表している旨を誓約する書類が提出されているか。	
従業員への研修・教育			
3	①	<input type="checkbox"/> 従業員に対する産業廃棄物の適正処理、環境配慮への取組等に関する研修・教育の年間実施計画（業務実施年度及びその前年度）が提出されているか。	/5

番号	チェック欄	チェック項目	配点	
優良基準への適合状況			/50	
遵法性に係る基準に適合することを誓約する書類				
1	①	<input type="checkbox"/> 遵法性に係る基準に適合することを誓約する書類が提出されているか。	/10	
	②	誓約書の記載において、特定不利益処分を受けていない期間（入札日までの過去5年間）が不足していないか。 ・5年間特定不利益処分を受けていない → 10点 ・特定不利益処分を受けた時点から5年に満たない → -5点 ・新規参入から5年に満たない → 0点		
	③	産業廃棄物行政情報システムに掲載された情報から、誓約書の内容に虚偽がないか。		
優良産廃業者認定制度の認定業者であることを証する書類				
2	①	<input type="checkbox"/> 優良産廃処理業者認定制度の認定業者であることを証する書類が提出されているか。優良認定業者の場合は、以下の書類（3,4,5及び6）の提出は省略※ ¹	/40	
事業の透明性に係る基準に適合することを証する書類				
3	①	<input type="checkbox"/> インターネットの公表内容が最新かつ公表事項※ ² がすべて公表されていることが誓約書に記載されているか。	/10	
	②	<input type="checkbox"/> インターネット上で事業の透明性に係る情報を記載しているトップページのURLが誓約書に記載されているか。		
	③	<input type="checkbox"/>		【法人の場合】法人に関する基礎情報
				1) 名称
				2) 事務所又は事業場の所在地
				3) 設立年月日
				4) 資本金又は出資金
				5) 代表者、役員の氏名及び就任年月日
	6) 事業の内容			
	<input type="checkbox"/>	【個人の場合】個人に関する基礎情報		1) 氏名
2) 住所				
3) 事業の内容				
④	<input type="checkbox"/> 事業計画の概要（事業の全体計画等）			
⑤	<input type="checkbox"/> 申請者が受けている産業廃棄物処理業の写し			
⑥	<input type="checkbox"/> 【処分業】事業場毎の産業廃棄物の処理工程（単位処理工程をひとつのブロックとしたブロック図等）			
⑦	<input type="checkbox"/>	【収集運搬】情報を公開する日の属する月の前々月までの三年間（以下「直前三年間」という。）の各月の		
		1) 産業廃棄物の種類ごとの受入量		
		2) 産業廃棄物の種類ごとの運搬量		
<input type="checkbox"/>	【処分業】直前三年間の	1) 当該産業廃棄物の種類ごとの受入量		
		2) 当該産業廃棄物の種類ごと及び方法ごとの処分量		
		3) 当該産業廃棄物の処分（埋立処分および海洋投入処分を除く）後の産業廃棄物の持出先ごと及び処分方法ごとの処分量		
⑧	<input type="checkbox"/> 処理料金の提示方法			
⑨	<input type="checkbox"/> 業務を所掌する組織・人員配置			
⑩	<input type="checkbox"/> 事業場の公開の有無・公開頻度			

※1：優良認定業者の場合は、遵法性以外の優良認定への適合状況を示す3、4、5及び6の書類の提出は免除され40点加算される。

※2：優良産廃処理業者認定制度運用マニュアルの「3. 3. 3 公表事項」に示された事項。

番号	チェック欄	チェック項目	配点
環境配慮の取組に係る基準に適合することを証する書面			/10
4	① <input type="checkbox"/>	ISO14001又はエコアクション21若しくはこれと相互承認されている認証制度による認証を受けていることを証する書類が提出されているか。	
電子マニフェストに係る基準に適合することを証する書類			/10
5	① <input type="checkbox"/>	電子マニフェストシステム加入証の写しが提出されているか。	
財務体質の健全性に係る基準に適合することを証する書類			/10
6	① <input type="checkbox"/>	直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書が提出されているか。	
	② <input type="checkbox"/>	貸借対照表により算出される直前3年の各事業年度のうちいずれかの事業年度の自己資本比率が10%以上であるか。	
	③ <input type="checkbox"/>	損益計算書により算出される直前3年の各事業年度における経常利益金額と減価償却費の額の和の平均値が零を超えているか。	
	④ <input type="checkbox"/>	国税（法人税及び消費税）及び地方消費税について、過去1年未納がないことを証する書類（税務署長が交付する納税証明書（その3の3））が提出されているか。	
	⑤ <input type="checkbox"/>	事務所及び事業所 ^{※3} に関する社会保険料について、過去1年間未納がないことを証明する年金事務所等により交付された社会保険料納付確認書が提出されているか。	
	⑥ <input type="checkbox"/>	事務所及び事業所 ^{※3} に関する労働保険料について、過去1年間未納がないことを証する地方労働局長等により交付された労働保険料納付確認書が提出されているか。	

※3：事務所及び事業所とは、本申請においては以下のとおりとする。
 収集運搬業；入札参加資格者、申請者の所在地
 処分業；当該入札業務に係る中間処理業又は最終処分業の所在地

6 事務局だより・情報コーナー

6-① 産業廃棄物処理業の許可申請等に関する講習会

許可申請等に関する講習会を和歌山会場(プラザホープ)で下記のとおり開催しました。

☆更新・収集運搬課程

平成25年9月19日(木)

受講者数 144名

☆特別管理産業廃棄物管理責任者講習会

平成25年9月20日(金)

受講者数 59名

☆新規・収集運搬課程

平成25年10月23日(水)～24日(木)

受講者数 82名

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の許可申請に関する講習会(新規・更新)
特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会

近畿地区 平成25年度日程表

	新規講習会				更新講習会		特別管理産業廃棄物管理責任者
	産業廃棄物 収集運搬課程	産業廃棄物 処分課程	特別管理 産業廃棄物 収集運搬課程	特別管理 産業廃棄物 処分課程	収集運搬課程	処分課程	
日数	2日間	3日間 (※1)	3日間	4日間 (※2)	1日間	2日間	1日間
受講料	30,400円	48,300円	46,200円	68,000円	20,000円	25,200円	14,000円
H26年 1月	京都：28～29				大阪：22	兵庫： 23～24	大阪：21
2月	兵庫：18～19 和歌山： 25～26		大阪： 18～20		滋賀：4 京都：13 和歌山：27		滋賀：5 京都：14
3月	大阪：11～12	京都：4～6			兵庫：11		兵庫：12 大阪：13

注 ※1 処分課程に収集運搬課程を追加して受講される場合、講習期間は4日間となります。

※2 特管処分課程に特管収集運搬課程を追加して受講される場合、講習期間は5日間となります。

☆受講申込等についての問合せ先☆

一般社団法人滋賀県産業廃棄物協会	077-521-2550
公益社団法人京都府産業廃棄物協会	075-694-3402
公益社団法人大阪府産業廃棄物協会	06-6943-4016
一般社団法人兵庫県産業廃棄物協会	078-381-7464
一般社団法人奈良県産業廃棄物協会	0744-33-8800
一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会	073-435-5600

許可の有効期限にご注意!!

産業廃棄物処理業の許可の 更新時期にご注意ください

産業廃棄物処理業の許可の有効期限は5年です。

許可は、更新手続きをしないと許可の効力を失います。

このようなことにならないように、許可証の有効期限がいつになっているか、常に注意しておきましょう。

許可証は、常に目の届く場所に掲げましょう。

- 当協会では、会員企業等へ許可期限満了日のおおむね6ヶ月前に許可期限が到来する旨のお知らせを行って講習会の受講を促し、さらに許可期限の満了のおおむね3ヶ月前に更新の手続きについてお知らせしております。
他府県等で許可を取得している方には、お知らせしませんので、特に細心の注意をお願いします。
- 更新許可申請は、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の更新許可申請(又は新規許可申請)に関する講習会を受講していないと申請書は受理してもらえません。
- 許可期限満了日の3ヶ月前から申請が受理されますので、更新許可の申請をするためには、許可期限の6ヶ月前くらいまでに講習会の受講を済ませておくことをお勧めします。
許可期限間近になっての講習会受講は、遠隔地で受講しなければならない場合もあり、時間的にも、経費的にも負担が大きくなりますので、ご注意ください。
- 講習会修了証の有効期限は、講習会終了の日から起算して、新規許可講習会修了証は5年間、更新許可講習会修了証は2年間です。
(都道府県・政令市によっては、その取扱いが異なる場合がありますので、あらかじめ許可申請先に確認してください。)

なお、和歌山県での講習会開催日程等の詳細は、当協会まで電話等でお問い合わせください。
(ホームページでも、講習会日程を確認できます。)

一般社団法人 和歌山県産業廃棄物協会
TEL 073-435-5600
FAX 073-424-5553
URL <http://wakayama.sanpai.com>

大弘建材株式会社

〒640-8404 和歌山市湊1342番地の4
大弘建材(株)環境事業所
TEL 073-433-6038 FAX 073-433-6028

会社概要

当社は、昭和26年12月24日操業で、生コンクリート製造・販売及び、セメント・砂・セメント二次製品・各種建設資材の販売を主体とし、平成6年1月より特別管理産業廃棄物処分業・並びに産業廃棄物処分業を営んでおり、特別管理産業廃棄物処分に至っては、医療関係機関などにおける医療行為により発生する感染性廃棄物を焼却処分を行っています。

(大弘建材(株)環境事業所)

(焼却炉)



事業内容

当社における特別管理産業廃棄物処分及び、産業廃棄物処分についての処分割合は、特管産廃(感染性廃棄物)約60%、その他の産業廃棄物が約40%となっています。

感染性廃棄物は、医療機関が、医療専用梱包容器に入れた後に密閉した廃棄物を容器のままに焼却炉に投入、焼却します。

当社に搬入される産業廃棄物については、大部分が医療機関からの非感染廃棄物であり、プラスチック製点滴ボトル及び、輸液セット(プラ製)、などで、ダンボール容器に密封された物を焼却処分します。

焼却処分の大前提

産業廃棄物の焼却処理は、公衆衛生面や埋立処分量の減量化等から、不可欠な処分方法であります。

しかしながら、火を扱う焼却処分方法には、焼却に適した廃棄物に限られ、それを焼却するのに当り、排出事業者からの廃棄物情報(性状・形状・種類)など正確な資料提供をしていただくことが前提であり、それらのご理解があつて成立するわけで、事故を起こさないことは、焼却処分事業に取り組む為の大前提といえます。

焼却処分に当り、その現状は・・・

上記、焼却処分を行う大前提だと述べましたが、実状では情報提供が少なく、どの廃棄物(特に産業廃棄物)処理に関しては、あいまいな情報提供が多く、焼いてしまえば何でも同じだろうというモラルに欠ける排出事業者が少なくもなく、それに処理費が高すぎる、それと、当社は廃棄ゴミにお金をかけたくない・・・と言うようなデリカシーのない排出事業者も存在するのも現状であります。

近年では廃棄物に関する法律が多様化しており、こうした法律を遵守するということも企業としての役目と考えています。

法律に適應するため、複雑化する廃棄物を適正に処理するため、地域との共生を推進していきたいと考えています。

6-④ 新入会員の紹介

賛助会員

	会社名	代表社名	住 所	電話番号	業 種
1	(株)和歌山放送	中島章雄	〒640-8577 和歌山市湊本町 3-3	073- 428-1431	ラジオ放送・出版 ビデオ・CD制作

会員数（平成25年11月6日現在）

	正会員数
紀 北 支 部	35
和 歌 山 支 部	75
海南・有田支部	33
御坊・田辺支部	51
紀 南 支 部	18
合 計	212

	賛助会員数
合 計	13



6-⑤ 協会への入会のおすすめ

～会員企業の健全な発展を目的に協会組織を充実・活性化・強化を図る～

当協会は、産業廃棄物の適正処理及び3R(リデュース、リユース、リサイクル)の推進を図ることにより、生活環境の保全と公衆衛生の向上に寄与することを目的としています。また、産業廃棄物関係業界が互いに連携を保ち、適正な処理を行うことにより、住民との信頼関係の構築に努めています。こうした考え方に立って当協会は、産業廃棄物の適正処理等を通じて「安心して住める、和歌山県づくり」に貢献できるよう努めています。産業廃棄物処理業界が健全な発展をしていくためには、より多くの方々の結束が必要であり、そのためには、組織をさらに強固なものとしていくことが肝要であります。

協会会員の増強・充実につきましては、従来から努力しているところでありますが、未だ十分とはいえないのが現状であります。このため、できるだけ多くの方々に入会していただき、法改正等への結果、協会組織の強化、活性化を図ることが必要と考えております。

会員各位におかれましては、未加入の処理業者の方には正会員として、また、排出事業者の方々も会員・賛助会員として、入会をお勧めいただきますよう、お願いいたします。

※平成26年度からの会費は以下のとおりです。

◎入会金 正会員 50,000円

◎会費 正会員 年額 84,000円(収集運搬業)
年額 120,000円(処分業)

※ただし、収集運搬業、処分業兼業者は処分業年額、また、産業廃棄物処理業の許可を持たない正会員は、収集運搬業年額を適用します。

賛助会員 年額 30,000円

◎入会方法 入会申込書を提出していただくことになっております。

下記協会事務局へご連絡いただければ、入会申込書をお送りいたします。

◆◆◆一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会◆◆◆

〒640-8150

和歌山県和歌山市十三番丁30番地 酒直ビル3階

TEL : 073-435-5600

FAX : 073-424-5553

URL : <http://wakayama.sanpai.com>

E-mail : wasanpai@sanpai.com

6-⑥ 「ヒヤリ・ハット」体験事例の募集について

廃棄物処理業(産業廃棄物処理業を含む)が業種別労働者死傷災害発生率においてトップクラスであることを示す調査があります。被災者にとっては勿論不幸なことでありますが、事業所にとっても労働損失日数が多いこと等、大きなマイナスとなってしまいます。このため労働災害を少しでも減らすための対策を図ることが企業にとって重要であります。例えば労働災害防止対策として以下の対策が考えられます。

[労働災害防止対策]

1 共通事項

- (1) 安全衛生管理体制の確立
- (2) 危険性又は有害性等の調査等(リスクアセスメント)の実施
- (3) 「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく対策の徹底
- (4) 転倒、墜落・転落災害の防止対策の徹底
- (5) 雇入れ時や作業内容変更時等における安全衛生教育の徹底
- (6) 安全衛生担当者の能力向上教育の実施
- (7) 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく対策の徹底
- (8) 「過重労働による健康障害防止のための総合対策」に基づく措置の徹底及び長時間労働者への医師による面接指導制度の確立及び徹底

2 廃棄物処理業(一般・産業廃棄物処理業及び再生資源卸売業)

- (1) 「産業廃棄物処理業におけるモデル安全衛生管理規程」を活用した収集運搬作業、中間処理作業、最終処分作業に係る労働災害防止対策の徹底
- (2) 処理施設内における爆発、火災等の防止対策の徹底
- (3) 機械式ごみ収集車等の点検整備の励行及びごみ収集作業における安全な作業方法の徹底
- (4) 車両系建設機械及び車両系荷役運搬機械による災害防止対策の徹底
- (5) 廃棄物処理作業における保護めがね、保護帽、手袋及び呼吸用保護具等の保護具の使用の徹底
- (6) 廃棄物処理作業等における石綿ばく露防止対策の徹底
- (7) 廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類のばく露防止対策の徹底
- (8) 廃PCBの無害化処理作業におけるPCBばく露防止対策の徹底
- (9) 夏季の熱中症予防対策の徹底

こういった労働安全衛生対策を職場内で話し合い、また、職場の特性にあった対策を立て従業員全体でその内容を理解した上で取り組む必要があります。

職場内での作業中や自動車の運転中に「ヒヤリ」としたり「ハッ」としたことがあるはずです。

その体験と職場内での取り組み等について次ページの「ヒヤリ・ハット」体験事例として、協会にお寄せください。頂いた「ヒヤリ・ハット」体験事例については、会報の8月号に掲載致します。また、会員相互がこの体験情報を共有し、対策を講じて頂き、事故を未然に防いで行きたいと考えています。

「ヒヤリ・ハット」体験事例

職場内での作業中のみならず、自動車の運転中に「ヒヤリ」としたり「ハッ」としたことはありませんか？

その体験を協会にお寄せください。会報に掲載して会員が相互にこの体験情報を共有し、対策を講じて事故を未然に防いでいきたいと考えています。体験内容等については、具体的にご記入ください。

※ 「分類」及び「事故の型」については、該当する箇所を○で囲んでください。

- 1 分類 (1)収集運搬(収集運搬車両運転中を含む) (2)中間処理 (3)最終処分
 2 事故の型 (1)はさまれ (2)巻き込まれ (3)墜落 (4)転落 (5)転倒 (6)爆発 (7)火災 (8)衝突
 (9)その他()

会社名	
担当者名	
住所	〒
連絡先	TEL — —
	FAX — —
いつ	平成 年 月 日 (時 分頃)
どこで (発生場所)	
何をしているとき(発生時作業内容)	
何がどうした・どうなった (要因と結果)	
改善すべき事項(個人的・社内的)	
改善した結果(効果)	

電子マニフェスト 加入料廃止のお知らせ

電子マニフェスト普及拡大に向けたロードマップが平成25年10月に公表され、その達成目標は「平成28年度において電子マニフェスト普及率（利用割合）を50%」とされており、電子マニフェストについて一層の普及拡大が求められています。

この度、普及をさらに加速させるため、平成26年1月1日より料金を改定し、加入料を廃止することといたしました。

- 適用日：平成26年1月1日
- 料金改定の内容：加入料 3,150円 ⇒ 廃止

自然にやさしいネットワーク



JWNET
Japan Waste Network®

＜お問合せ＞

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター
情報処理センター 業務推進部

TEL：0800-800-9023(通話料無料)

FAX：03-5275-7112

ホームページ <http://www.jwnet.or.jp/jwnet/>

電子マニフェスト利用料金

【排出事業者】

排出事業者の加入単位：排出事業場単位または排出事業場を管轄する本社、支店、営業所単位など

(税込)

利用区分	A料金	B料金	少量排出事業者団体加入料金(C料金)
加入料 (加入時のみ)	⇒ 廃止	⇒ 廃止	⇒ 廃止
基本料 (1年間)	25,200円	2,100円	不要
使用料 (登録簿1件につき)	10.5円	(66件まで無料) 31.5円	31.5円
利用区分の目安となる年間登録件数	1,200件以上	1,199件まで	—

【収集運搬業者】

収集運搬業者の加入単位：業者単位で加入(複数加入も可)(税込)

利用区分	収集運搬業者
加入料 (加入時のみ)	⇒ 廃止
基本料 (1年間)	12,600円

【処分業者】

処分業者の加入単位：処分事業場単位。(同一敷地内に中間処理施設及び最終処分施設がある場合、1事業場とすることも可能)

(税込)

利用区分	処分業者				
	①処分報告機能のみ	②処分報告機能+2次登録機能		③2次登録機能のみ	
		A料金	B料金	A料金	B料金
加入料 (加入時のみ)	⇒ 廃止	⇒ 廃止	⇒ 廃止	⇒ 廃止	⇒ 廃止
基本料 (1年間)	12,600円	25,200円	12,600円	25,200円	2,100円
使用料 (登録簿1件につき)	—	10.5円	(66件まで無料) 31.5円	10.5円	(66件まで無料) 31.5円
利用区分の目安となる年間登録件数	—	700件以上	699件まで	1,200件以上	1,199件まで

※基本料の1年間の金額は、4月から翌年の3月末までの期間に適用されます。年度の途中で加入する場合、初年度の基本料は月割りで請求いたします。(B料金の方は、無料登録件数も異なります) 詳細はJWNETホームページをご覧ください。

消費税率の引上げに伴う料金変更について(平成 26 年 4 月 1 日適用)

平成 26 年 4 月 1 日の消費税率改正(引き上げ)に伴い、電子マニフェストシステム利用料金は新税率(8%)を適用し、以下のとおり変更いたします。

平成 26 年 4 月 1 日適用

電子マニフェストシステム利用料金表 (税込み)

●排出事業者		変更前	→	変更後
A料金	基本料/年	25,200 円		25,920 円
	使用料/件	10.5 円		10.8 円
	利用の目安となる マニフェスト登録件数	年間 1,200 件以上		年間 1,200 件以上
B料金	基本料/年	2,100 円		2,160 円
	使用料/件	66 件まで無料 31.5 円		66 件まで無料 32.4 円
	利用の目安となる マニフェスト登録件数	年間 1,199 件まで		年間 1,199 件まで
団体加入 (C料金)	基本料/年	—		—
	使用料/件	31.5 円		32.4 円
●収集運搬業者		変更前		変更後
収集運搬業者	基本料/年	12,600 円		12,960 円
	使用料/件	—		—
●処分業者		変更前		変更後
報告機能	基本料/年	12,600 円		12,960 円
	使用料/件	—		—
報告機能 + 2次登録 A料金	基本料/年	25,200 円		25,920 円
	使用料/件	10.5 円		10.8 円
	利用の目安となる マニフェスト登録件数	年間 700 件以上		年間 700 件以上
報告機能 + 2次登録 B料金	基本料/年	12,600 円		12,960 円
	使用料/件	66 件まで無料 31.5 円		66 件まで無料 32.4 円
	利用の目安となる マニフェスト登録件数	年間 699 件まで		年間 699 件まで

【基本料】…年 1 回(毎年)

【使用料】…マニフェスト登録件数 1 件(件数ごと)

7

一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会の平成25年主要事業・行事

年	月	日	主催・事業・行事	場 所	内 容
25	1	9	和産廃:支部研修会	Big・U	御坊・田辺支部研修会
25	1	10	和産廃:支部研修会	東牟婁振興局	紀南支部研修会
25	1	11	和産廃:支部研修会	打田生涯学習センター	紀北支部研修会
25	1	16	和産廃:支部研修会	和歌山市勤労者総合センター	和歌山支部、有田・海南支部研修会
25	1	18	全産連:理事会	明治記念館	全国産業廃棄物連合会第11回理事会
25	1	18	全産連	明治記念館	新年賀詞交換会
25	1	18	全産連:政治連盟	明治記念館	全国産業廃棄物連合会政治連盟第29回役員会
25	1	22	全産連:近畿地域協議会	大阪市	全国産業廃棄物連合会近畿地域協議会
25	1	25	和産廃:政治連盟	協会会議室	平成25年和歌山県地区政治連盟第1回理事会
25	1	25	和産廃:安全衛生研修会	プラザホープ	災害事例研修会
25	1	25	近畿ブロック:青年部	滋賀県	平成24年度青年部会近畿ブロック第5回幹事会
25	1	25	近畿ブロック:青年部	滋賀県	近畿ブロック研修会
25	1	29	日産振センター:講習会(～1/30)	プラザホープ	産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会(新規:収運課程)
25	1	31	日産振センター:講習会	プラザホープ	産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会(更新:収運課程)
25	2	1	全産連:責任者会議	東京都	平成24年度第2回全国正会員事務局責任者会議
25	2	6	和産廃:常任理事会	協会会議室	平成24年度第4回常任理事会
25	2	6	和産廃:理事会	協会会議室	平成24年度第4回理事会
25	2	7	国土交通省近畿地方整備局	大阪市	建設リサイクル意見交換会
25	2	8	和産廃:会議	協会会議室	行政懇話会
25	2	14	和産廃:研修会	協会会議室	環境配慮契約法説明会
25	2	15	和歌山市:審議会	和歌山市	和歌山市廃棄物減量等推進審議会
25	2	15	全産連:青年部	沖縄県	第3回全国青年部会長会議
25	2	18	和産廃:県外研修(～2/19)	岡山県・鳥取県	岡山(西日本アチューマツクリーン)・鳥取(山陰クリエート)
25	2	20	和産廃:政治連盟	協会会議室	第4回和歌山県地区政治連盟総会
25	2	22	全産連:会議	高松市	第15回全国正会員会長・理事長会議
25	2	26	和産廃:青年部役員会	協会会議室	平成24年度第6回役員会
25	3	1	全産連:近畿地域協議会(～3/2)	京都市	全国産業廃棄物連合会近畿地域協議会事務局職員研修会
25	3	7	全産連:安全衛生委員会	東京都	平成24年度第1回安全衛生委員会
25	3	9	和産廃:青年部	ビッグ愛	平成24年度青年部研修会
25	3	11	国土交通省近畿地方整備局	大阪市	建設リサイクルシンポジウム
25	3	12	全産連:理事会	東京都	全国産業廃棄物連合会第12回理事会
25	3	28	近畿ブロック:青年部	大阪市	平成24年度青年部会近畿ブロック第6回幹事会
25	4	1	和産廃	和歌山市	一般社団法人移行認可にかかる登記
25	4	10	全産連:会議	東京都	全国産業廃棄物連合会表彰選考委員会
25	4	10	和産廃:青年部役員会	協会会議室	平成25年度第1回役員会
25	4	11	全産連:研修(～4/12)	横浜市	全国産業廃棄物連合会講師研修会
25	5	8	和産廃:常任理事会	協会会議室	平成25年度第1回常任理事会
25	5	8	和産廃:理事会	協会会議室	平成25年度第1回理事会
25	5	8	和産廃:青年部役員会	協会会議室	平成25年度第2回役員会
25	5	16	和産廃:ゴルフコンペ	朝日ゴルフ	第15回親睦ゴルフコンペ(チャリティコンペ) 車椅子贈呈先:新宮市
25	5	18	近畿ブロック:青年部	大阪市	平成25年度青年部会近畿ブロック第1回幹事会
25	5	21	全産連:理事会	東京都	全国産業廃棄物連合会第13回理事会
25	5	29	和産廃:研修会	プラザホープ	産業廃棄物実務者研修会
25	6	5	和産廃:巡回パトロール	和歌山市	和歌山市内不法投棄防止巡回パトロール
25	6	11	和産廃:総会	ダイワロイネットホテル和歌山	第1回通常総会
25	6	11	和産廃:青年部	ダイワロイネットホテル和歌山	第14回青年部会総会
25	6	14	全産連:総会	明治記念館	第3回定時総会
25	6	18	和産廃:海上パトロール	紀北・中紀地域沿岸	平成25年度第1回不法投棄防止海上パトロール
25	6	25	全産連:近畿地域協議会	奈良市	全国産業廃棄物連合会近畿地域協議会
25	6	26	全産連:青年部	東京都	平成25年度青年部協議会第3回幹事会
25	6	28	近畿ブロック:青年部	神戸市	青年部協議会近畿ブロック平成25年度通常総会
25	6	28	近畿ブロック:青年部	大阪市	平成25年度青年部会近畿ブロック第2回幹事会
25	6	30	和産廃: クリーンアップキャンペーン	和歌山市 田辺市	第16回クリーンアップキャンペーン 和歌山市浜の宮ビーチと田辺市天神崎海岸の清掃奉仕活動
25	7	5	和産廃:会議	協会会議室	安全衛生推進会議
25	7	9	全産連:理事会	東京都	全国産業廃棄物連合会第14回理事会

25	7	9	和歌山県:連絡協議会	県庁	平成25年度和歌山県廃棄物不法処理防止連絡協議会
25	7	26	全産連:青年部	東京都	青年部協議会第14回通常総会
25	7	30	近畿ブロック:青年部	大阪市	平成25年度青年部会近畿ブロック第3回幹事会
25	8	2	全産連:責任者会議	東京都	平成25年度第1回全国正会員事務局責任者会議
25	8	2	和産廃:青年部役員会	田辺市	平成25年度第3回役員会
25	8	7	和産廃:常任理事会	協会会議室	平成25年度第2回常任理事会
25	8	7	和産廃:理事会	協会会議室	平成25年度第2回理事会
25	8	8	和産廃:研修会	プラザホープ	安全衛生活動事業(改正労働安全衛生規則研修会)
25	8	26	和産廃:会議	協会会議室	行政懇話会
25	9	8	和産廃:青年部役員会	印南町	平成25年度第4回役員会
25	9	8	和産廃:青年部	印南町	青年部会懇親会
25	9	9	全産連:青年部	東京都	平成25年度第4回青年部協議会幹事会
25	9	10	全産連:理事会	東京都	全国産業廃棄物連合会第15回理事会
25	9	12	和産廃:巡回パトロール	高野町周辺	高野町周辺不法投棄防止巡回パトロール
25	9	13	和産廃:会議	協会会議室	安全衛生推進会議
25	9	19	日産振センター:講習会	プラザホープ	産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会(更新:収運課程)
25	9	20	日産振センター:講習会	プラザホープ	特別管理産業廃棄物管理責任者講習会
25	9	20	環境保全公社:講習会	自治会館	平成25年度産業廃棄物処理業者等に関する講習会
25	9	24	全産連:近畿地域協議会	大阪市	近畿地域協議会再生砕石利用促進検討会議
25	9	25	近畿ブロック:青年部	大阪市	平成25年度青年部会近畿ブロック第4回幹事会
25	9	26	和産廃:巡回パトロール	田辺市周辺	田辺市周辺不法投棄防止巡回パトロール
25	10	4	全産連:研修会	東京都	全国産業廃棄物連合会 第20回正会員事業研修会
25	10	8	和産廃:研修会	プラザホープ	安全衛生活動事業(リスクアセスメント推進研修会)
25	10	10	和産廃:海上パトロール	紀北・中紀地域沿岸	平成25年度第2回不法投棄防止海上パトロール
25	10	16	和産廃:ゴルフコンペ	朝日ゴルフ	第16回親睦ゴルフコンペ(チャリティコンペ)
25	10	16	全産連:青年部	高松市	平成25年度第5回青年部協議会幹事会
25	10	18	全産連:近畿地域協議会 (~10/19)	大阪市	全国産業廃棄物連合会近畿地域協議会事務局職員研修会
25	10	29	全産連:説明会	大阪市	許可申請に関する講習会Web受付業務説明会
25	10	30	全産連:近畿地域協議会	滋賀県	全国産業廃棄物連合会近畿地域協議会
25	11	5	全産連:近畿地域協議会	大阪市	近畿地域協議会再生砕石利用促進検討会議
25	11	6	和産廃:常任理事会	協会会議室	平成25年度第3回常任理事会
25	11	6	和産廃:理事会	会議室	平成25年度第3回理事会
25	11	8	全産連:全国大会	三重県	第12回「産業廃棄物と環境を考える全国大会」
25	11	13	和産廃:青年部役員会	協会会議室	平成25年度第5回役員会
25	11	14	全産連:説明会	大阪市	許可申請に関する講習会Web受付業務説明会
25	11	15	和産廃:安全パトロール	和歌山支部	安全衛生活動事業(相互安全衛生パトロール)
25	11	18	全産連:青年部	東京都	平成25年度第6回青年部協議会幹事会
25	11	19	全産連:政治連盟	東京都	全国産業廃棄物連合会政治連盟役員会
25	11	19	全産連:理事会	東京都	全国産業廃棄物連合会第10回理事会
25	11	26	近畿ブロック:青年部	大阪市	近畿ブロックスポーツ交流会
25	11	26	近畿ブロック:青年部	大阪市	平成25年度青年部会近畿ブロック第5回幹事会
25	12	4	和産廃:安全パトロール	御坊・田辺支部	安全衛生活動事業(相互安全衛生パトロール)
25	12	6	全産連:青年部	福岡市	平成25年度第7回青年部協議会幹事会
25	12	13	中防災:会議	東京都	サービス業等7団体との情報交換会
25	12	17	全産連:近畿地域協議会	大阪市	近畿地域協議会再生砕石利用促進検討会議

8 編集後記

会員の皆様、新年明けましておめでとうございます。

旧年中は、協会運営に多大のご協力、ご支援を頂き誠にありがとうございました。
一昨年末に新政権が誕生し、早1年が経過。昨年夏の参議院議員選挙においても自民党が圧勝し、ねじれ現象が解消され、しばらくの間政権は安定するものと思います。

しかし、4月からの消費税増税で暮らし向きに影響を与えないようにしてほしいですが・・・

まけるな！！和歌山

昨年は、国内外を問わず、台風による大きな人的・物的被害が発生し、自然の脅威をまざまざと見せつけられました。また、梅雨が早く明け、7月に入り猛暑が続く、高知県四万十市では41℃と過去の最高気温を更新するなど、全国的に35℃以上の猛暑日が相次ぎ、異常気象が異常でなくなってきたような気がします。しかし、常日頃からの備えが肝心だと思います。

そんな中、2020年の東京オリンピックの開催招致が決定し、国民が歓喜の渦に包まれました。50年前の東京オリンピック、当時中学生であった私は体育館の床にすわり、ステージに設置されたテレビで観戦し、応援した記憶があり、6年後の開催が楽しみです。

最後になりましたが会員の皆様のご繁栄とご健勝を祈念申し上げるとともに、今後とも協会の運営にご協力、ご支援をお願い申し上げます。

わかやまさんぱい VOL.31

平成26年1月

発行人	武田 全 弘
企画・編集	西 本 治 雄
発行所	一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会 〒640-8150 和歌山市十三番丁30番地 酒直ビル3階 TEL 073-435-5600 FAX 073-424-5553 URL http://wakayama.sanpai.com E-mail wasanpai@sanpai.com
印刷	和歌山県海南市築地6-24 有限会社 かせい TEL 073-482-1647